

平成 15 年度第 5 回兵庫県都市計画審議会の開催結果について

平成 16 年 3 月 30 日(火)に開催しました都市計画審議会の開催結果は、下記のとおりです。

記

1. 日 時 平成 16 年 3 月 30 日(金) 14:00 ~ 15:15
2. 場 所 パレス神戸(神戸市中央区)
3. 議事要旨

第 1 号議案:中播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定

第 2 号議案:西播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定

第 3 号議案:西播磨高原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定

第 4 号議案:山崎都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定

第 1 ~ 4 号議案は関連案件のため一括審議

【議案の説明】

1 基本的事項

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(以下「都市計画区域マスタープラン」という)は、地域の発展の方向や人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、長期的視野に立った西播磨高原都市計画区域の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての道筋を明らかにするものである。

個々の都市計画区域を西播磨地域全体で捉える必要があること、また、都市計画区域が互いに連続しており、内容によっては関連していることから、ここでは、西播磨地域における広域都市計画方針と 4 区域の都市計画区域マスタープランを一体的に整理し、記述している。

特に断りのない項目は「広域都市計画方針」に関する記述であり、【中播都市計画区域】、【西播都市計画区域】、【西播磨高原都市計画区域】、【山崎都市計画区域】と示した部分は、その区域の都市計画区域マスタープランのみに関する記述である。

(1) 基本的役割

西播磨地域では、平成 13 年 2 月に、21 世紀兵庫長期ビジョンの地域ビジョンとして、「一人ひとりの自己実現を大切に、地域でともに生きる」を基本姿勢とした「西播磨地域ビジョン」が策定されている。

さらに、この地域ビジョンの実現を図るため、平成 14 年 3 月には、「参画と協働」のもとに、県民と行政が主体的に取り組むべき具体的な行動・事業を、地域ビジョン推進プログラムとしてまとめたところである。

都市計画区域マスタープランは、これらの経緯を踏まえ、地域ビジョンの実現を図るため、その分野別計画のひとつとして、都市計画区域における今後の主要な都市計画の決定の方針、主要な施設の整備方針などを定めるものである。

(2) 策定区域

対象区域は、中播都市計画区域、西播都市計画区域、西播磨高原都市計画区域及び山崎都市計画区域の4区域である。

なお、広域的な観点から都市計画の基本的な方向性を示す必要があるため、西播磨地域の全ての市町をこれら都市計画区域のマスタープランの策定関連区域として位置づけ策定する。

策定関連区域は西播磨地域、すなわち、姫路市、龍野市、神崎郡5町（福崎町、香寺町、神崎町、市川町、大河内町）、揖保郡4町（新宮町、揖保川町、御津町、太子町）、相生市、赤穂市、赤穂郡1町（上郡町）、佐用郡4町（佐用町、上月町、南光町、三日月町）宍粟郡5町（山崎町、安富町、一宮町、波賀町、千種町）、飾磨郡2町（家島町、夢前町）の4市21町である。

都市計画区域名	構成市町名	都市計画区域	
			人口(人) [H12]
中播都市計画区域	姫路市	行政区域の全域	478,300
	龍野市	行政区域の全域	40,600
	福崎町	行政区域の一部	19,000
	香寺町	行政区域の全域	19,900
	揖保川町	行政区域の全域	13,100
	御津町	行政区域の全域	12,200
	太子町	行政区域の全域	32,000
中播、西播磨高原都市計画区域	新宮町	行政区域の一部	13,700
西播都市計画区域	相生市	行政区域の全域	34,300
	赤穂市	行政区域の全域	52,100
西播、西播磨高原都市計画区域	上郡町	行政区域の一部	15,000
西播磨高原都市計画区域	三日月町	行政区域の一部	200
山崎都市計画区域	山崎町	行政区域の一部	18,500

(3) 目標年次

平成12年（2000年）を基準として、おおむね20年後の都市の姿を展望しつつ、目標年次を平成22年（2010年）とした、おおむね今後10年間の都市計画の基本的方向を定めるものとする。

2 課題と目標

(1) 背景と経緯

ア 自然的成り立ち

本地域は、兵庫県の南西部に位置し、多様な自然によって構成される地域である。瀬戸内海播磨灘には家島諸島が浮かび、播磨灘に面する御津町から赤穂市にかけては自然海岸や、古い歴史を持つ漁港等が存在し、瀬戸内海国立公園に指定された個性豊かな海岸景観を呈している。臨海部には姫路平野をはじめ市街地や農地を擁する平野部が広がる。また、市川、夢前川、揖保川、千種川等の河川が地域を南北に貫流し、内陸部の河川沿いにも平地が点在している。それらを取り囲む北部山地には、しそ森林王国の取り組みに象徴される豊かな森林が存在し、スギ、ヒノキ林、コナラ林等から構成される山林が分布している。また、波賀町には天然生ブナ林が見られるなど緑豊かな山地が広がり、中国山地の東端部をなしている。

気候特性は、地域の南部は瀬戸内式気候に属し、降雨量が少なく温暖である。また、北部は内陸型気候に属し、降水量が多く寒暖の差があるものの、総じて住みやすい環境を持つ地域である。

【中播都市計画区域】

本都市計画区域は兵庫県の中央よりやや西よりに位置しており、南部に広がる平野と南北に貫流する揖保川、市川、夢前川等の河川とそれに沿った平野及び山地や丘陵地から構成される。

森林の大部分はスギ、ヒノキ林もしくは二次林のコナラ林等から構成される。

【西播都市計画区域】

本都市計画区域は兵庫県の西部に位置しており、南部に広がる平野と南北に貫流する千種川等に沿った平野及び山地や丘陵地から構成される。

森林山林の大部分は植林されたスギ、ヒノキ林もしくは二次林のコナラ林等から構成される。

【西播磨高原都市計画区域】

本都市計画区域は三日月町、上郡町、新宮町の3町にまたがる、西播磨地域の内陸部に位置し、山間地と丘陵地からなる。

【山崎都市計画区域】

本都市計画区域は、西播磨地域の内陸部に位置しており、大部分が山地で占められており、北部は中国山地の支脈である播但山地の一部をなしている。河川は、中央部を流れる揖保川水系と西部を流れる千種川水系に分けられる。

イ 歴史的成り立ち

江戸時代、播磨地域臨海部は姫路、赤穂、龍野藩により治められ、城下町、宿場町、瀬戸内航路と西国街道の接点等として繁栄した。内陸部では、三日月、山崎、新宮などで陣屋町や城下町が築かれた。また、産業面では、地域資源を活かした姫路の木綿、赤穂の塩、龍野の醤油など個性豊かな地場産業が栄えた。

本地域は、明治4年の廃藩置県によって分割されたのち、姫路県（後の飾磨県）として統合され、明治9年、兵庫県に編入された。明治22年には姫路市、赤穂町、山崎町などが発足。その後、昭和20年代の後半から30年代前半にかけて、編入、合併、市町

制施行が行われ、今日に至っている。

【中播都市計画区域】

本都市計画区域に含まれる姫路市は明治 22 年に発足。その他の龍野市などの市町は昭和 26 年から 31 年にかけて発足し、編入、合併を経て現在に至る。都市計画区域については、昭和 46 年に指定され、現在に至る。

【西播都市計画区域】

本都市計画区域に含まれる相生市は昭和 17 年、赤穂市は昭和 26 年、上郡町は昭和 30 年に発足。その後、編入、境界線変更を経て現在に至る。

都市計画区域については昭和 46 年に指定され、現在に至る。

【西播磨高原都市計画区域】

本都市計画区域に含まれる上郡町と三日月町は昭和 30 年の合併、合体により、新宮町は昭和 26 年の合体により発足した。

都市計画区域については、昭和 60 年に指定され、平成 7 年の変更を経て現在に至る。

【山崎都市計画区域】

本都市計画区域に含まれる山崎町は昭和 30 年の合体により発足。

都市計画区域については、昭和 27 年に指定された。その後、平成 4 年に拡大され、現在に至る。

ウ 人口の動向

本地域の人口は平成 12 年の国勢調査によると、870,643 人であり、県全体 5,550,574 人の約 15.7%を占めている。

明治以降一貫して増加が続いており、平成 7 年には約 87 万人に達した。全体の増加傾向も近年では歯止めがかかりつつあり、平成 7 年から 12 年にかけては相生市他 19 市町で横ばい或いは減少し、増加市町は姫路市や赤穂市など 5 市町に止まっている。また、中山間部では過疎化傾向が見られる。

【中播都市計画区域】

本都市計画区域を含む 2 市 6 町の人口は、平成 12 年の国勢調査によると 719,340 人であり、平成 7 年（713,655 人）と比較して 0.8%増加している。都市計画区域人口は 627,300 人（平成 12 年）である。また、中核市である姫路市人口は区域人口の 76%を占め、区域の中心都市としての役割を担っている。

【西播都市計画区域】

本都市計画区域を含む相生市、赤穂市、上郡町の人口は、平成 12 年の国勢調査によると 104,814 人であり、平成 7 年（106,378 人）と比較して 1.5%減少している。都市計画区域人口は 101,057 人（平成 12 年）である。

【西播磨高原都市計画区域】

本都市計画区域を含む三日月町、上郡町、新宮町の人口は平成 12 年の国勢調査によると 39,157 人であり、平成 7 年の 39,575 人と比較すると約 1.1%減少している。

【山崎都市計画区域】

本都市計画区域を含む山崎町の人口は平成 12 年の国勢調査によると 25,971 人であり、平成 7 年の 26,663 人と比較すると約 2.6%減少している。

エ 産業の動向

平成 12 年の西播磨地域の就業構造は、臨海部に大規模な工業地帯を有していることから第 2 次産業が 37.8%を占めており、県全体の 30.9%と比較して高いことが特徴である。平成 7 年と比較すると、第 2 次産業の割合が 39.4%から 37.8%に減少している一方で、第 3 次産業が 57.3%から 59.7%とその比率を高めており、サービス業を中心とした都市型の就業構造に向かいつつあることがわかる。なお、第 1 次産業の割合は 3.3%から 2.6%へ減少傾向にある。

農業は、平成 7 年から平成 12 年にかけて専業農家、兼業農家はあわせて 9.7%減少しており、全体の経営耕地面積も 9.0%減少している。

商工業については、平成 7 年から 12 年にかけて製造品出荷額等が 31,799 億円から 31,639 億円となっており、年間商品販売額は平成 6 年から 11 年にかけて 29,121 億円から 27,388 億円へ 1,733 億円（6.0%）減少している。

【中播都市計画区域】

平成 12 年の就業構造は、第 1 次産業 1.5%、第 2 次産業 37.3%、第 3 次産業 61.2%であり、平成 7 年と比較すると、第 1 次、第 2 次産業が減り、第 3 次産業が増加している。

農業については、平成 7 年から 12 年にかけて農家数は減少している。

商工業については、平成 7 年から平成 12 年にかけて、製造品出荷額等は増加、年間商品販売額は減少している。

【西播都市計画区域】

平成 12 年の就業構造は、第 1 次産業 3.3%、第 2 次産業 38.7%、第 3 次産業 58.0%であり、平成 7 年と比較すると、第 2 次産業が減り、第 3 次産業が増加している。

農業については、平成 7 年から 12 年にかけて農家数は減少している。

商工業については、平成 7 年から平成 12 年にかけて、製造品出荷額等は増加、年間商品販売額は減少している。

【西播磨高原都市計画区域】

平成 12 年の就業構造は、三日月町が第 1 次産業 9.9%、第 2 次産業 36.7%、第 3 次産業 53.3%、上郡町が第 1 次産業 5.4%、第 2 次産業 35.5%、第 3 次産業 59.1%、新宮町が第 1 次産業 2.7%、第 2 次産業 46.1%、第 3 次産業 51.1%であり、平成 7 年と比較すると、何れも第 1 次、第 2 次産業の割合が減少、第 3 次産業の割合が増加している。

農業については、平成 7 年から 12 年にかけて農家数、経営耕地面積は減少している。

商工業については、平成 7 年から平成 12 年にかけて、製造品等出荷額は新宮町において増加、他の 2 町では減少している。年間商品販売額は新宮町で増加、他の 2 町で減少している。

【山崎都市計画区域】

平成 12 年の就業構造は、第 1 次産業 4.5%、第 2 次産業 60.6%、第 3 次産業 54.9%であり、平成 7 年と比較すると、第 1 次、第 2 次産業が減り、第 3 次産業が増加している。

農業については、平成 7 年から 12 年にかけて農家数、経営耕地面積は減少している。

商工業については、平成 7 年から平成 12 年にかけて、製造品等出荷額、年間商品販

売額ともに減少している。

オ 都市整備

西播磨地域は、姫路市を中心に、西国街道に沿った東西方向のつながりと市川、夢前川、揖保川、千種川の水系に沿った南北方向のつながりを軸として発展してきた。

明治、大正期には、繊維工業をはじめとする近代工業が発達し、昭和に入ると、造船、製鉄等をはじめとする重化学工業が本格的に発達した。姫路市や相生市、赤穂市等の臨海部では工業用地の創出を目的に土地区画整理事業や公有水面の埋立て事業が進められた。また、工場立地と連動して西播磨工業用水供給事業等の総合的な水資源開発も行われ、全国でも有数の工業地帯である播磨臨海工業地帯が形成された。

戦後の計画的な市街地整備は、被災した姫路市での戦災復興土地区画整理事業を皮切りに、都市改造や新市街地整備（工業地や住宅地）を目的とした土地区画整理が各地で着々と進められ、周辺部では民間宅地造成等も進められた。

昭和40年代後半に中国自動車道が整備されると、播磨地域の開発は臨海部から中国自動車道沿線の団地開発に重点が移された。昭和60年代に入ると、地域の自然空間や景観を活かしたレクリエーション施設の整備が始まり、内陸部ではしそ森林王国が、臨海部では海洋性レクリエーションに関する種々のプロジェクトが構想された。また、21世紀の国際的な科学都市圏の形成を目指す西播磨テクノポリスの拠点として、大型放射光施設Spring-8をはじめ産・学・住・遊の機能を備えた播磨科学公園都市の建設が進められた。交通軸についても、播但連絡道路や智頭急行など南北軸の整備により、地域全体の均衡ある発展が目指されている。

一方近年では、社会経済環境の変化の中で、駅周辺など中心市街地の再開発によるまちの顔づくり、工場跡地や鉄道操車場跡地等の大規模低未利用地の土地利用転換など、都市の再生に向けた取り組みが進められている。

【中播都市計画区域】

江戸時代、城下町、西国街道の宿場町として栄え、内陸部では、林田（姫路市）、新宮（新宮町）で陣屋が築かれた。また、殖産産業として姫路の木綿、龍野の醤油などの生産が営まれた。

明治以降、重化学工業の進展にともない、臨海部で工業地を中心とした開発が進められた。戦後は、姫路市の中心部で戦災復興土地区画整理事業が行われたほか、臨海部では工業用地の創出を目的とした埋立や姫路駅周辺等で市街地再開発事業等による都市基盤整備が行われた。また、国鉄や山陽電鉄の連続立体交差事業等が行われた。

内陸部においては、中国自動車道、山陽自動車道などの交通基盤整備が行われたほか、急速に高まる宅地需要に対応する形で、住宅地開発が進められた。

【西播都市計画区域】

本都市計画区域は、江戸時代、赤穂、上郡などが城下町、西国街道の宿場町として栄えた。殖産産業として赤穂の塩などの生産が営まれた。

明治以降、重化学工業の進展にともない、臨海部では、紡績工場や地元の豊富な塩を利用した製薬工場などの立地を目的とした工業地の開発が進められた。また、人口の増加に対応するため、相生で宅地造成を目的とした土地区画整理事業が行われた。

戦後は、赤穂、相生において土地区画整理事業が進められたほか、臨海部では造船、

電機、セメントなどの工業用地の創出を目的とした埋立が行われた。一方、昭和 40 年代には公害問題が深刻化しつつあることを背景として、赤穂市において千種川から大津川河口に至る区間で緩衝緑地の整備が進められた。また、豊かな自然が残る瀬戸内海国立公園においてそれらを活かした赤穂海浜公園が完成した。

近年では、相生駅前において、市街地再開発事業が進められている。

【西播磨高原都市計画区域】

昭和 61 年西播磨科学公園都市の建設が開始された。

平成 15 年播磨自動車道の開通に伴い、播磨新宮インターチェンジが設置された。

【山崎都市計画区域】

昭和 50 年、中国自動車道の開通に伴い、山崎インターチェンジが設置された。

(2) 都市計画の課題

ア 都市活力の再生に向けた都市整備

本地域は、播磨臨海工業地帯の工業集積が地域経済の中心をなしてきたが、産業構造の急速な変化の中で、持続的な地域の活力を支えうる都市の再生が求められている。生活・経済など圏域の中心的な役割を果たす姫路市をはじめ、龍野市、相生市、赤穂市の個性的な各都市や、自然豊かなそれぞれの町において、地域の課題に即した都市の再生や魅力化を図る必要がある。

また、自然と調和した新たな科学技術拠点である播磨科学公園都市を中心とする西播磨テクノポリスは、先端的な科学技術研究を通じて地域産業への波及により地域の活性化が期待されており、その着実な整備を進める必要がある。

イ 地域連携に資する交通ネットワークの充実

モータリゼーションの進展等に伴う交通量増加に対応して交通網の整備が進められてきているが、北部地域の過疎化など南北の地域間格差の問題に対応するため、豊かな地域資源を生かした圏域内外や都市間あるいは都市と中山間地域の交流の促進、あるいは都市機能の相互補完等により、一体的で個性ある地域の形成が求められている。そのため、鉄道や高速道路、国道等の広域的な道路網や地域の道路網など交通ネットワークの充実に図っていくことが必要である。

ウ 地域の魅力を高めるための自然環境の保全と活用

本地域は、播磨灘の海岸線や島々、河川等の水辺、森林などの豊かな自然環境に恵まれた地域であり、それらの資源を活かした地域整備が求められている。

とりわけ、市川、夢前川、揖保川、千種川の 4 つの河川を軸にして、変化に富んだ田園景観や歴史文化が育まれており、これらの活用による個性豊かな流域生活文化圏を形成していくことが必要である。

また、自然環境と調和した生活環境を創造するため、しそ森林王国における環境適成型社会づくりや森のゼロエミッション、都市と農山村の交流空間づくりが取り組まれており、森林や田園等の多面的な機能の維持・活性化などを通じてバランスある地域空間づくりに取り組むことが重要である。

エ 地域資源を活用した定住可能な環境づくり

中山間地域の町をはじめとして若年層の都市部への流出や少子高齢化による過疎化が進みつつある。今後、少子高齢化の一層の進展による人口減少時代の到来が予想されており、地域社会の維持を図る観点から、定住条件の向上が極めて重要な課題となっている。若年世代が住み続けたいと感じる都市環境や住宅整備、高齢者や障害者をはじめ、すべての人が暮らしやすいバリアフリーのまちづくりなど、地域の個性を生かした魅力ある居住環境を創出していく必要がある。

(3) 都市計画の目標

ア 都市計画の基本理念

平成 13 年に 21 世紀兵庫長期ビジョンで西播磨地域の将来像として描かれた「西播磨地域ビジョン」が策定された。

ここでは、「一人ひとりの自己実現を大切に、地域でともに生きる」を基本姿勢としており、「物質的豊かさと自然との調和のもとに、多様な形態での自由で創造的な企業活動や働きがいのある就労の実現や、生活満足度が最高に高まる生き方をめざして、地域社会で“したたかに、たくましく生きる”」という、自律的で創造的な地域づくりへの願いが込められている。

これらの考え方を踏まえ、次に都市計画区域における都市づくりの基本理念と基本目標を示す。

(ア) 基本理念

生きがいを持って暮らせる自己実現のできる自由な社会、人と人がつくる豊かな人間関係が息づく支え合いの地域社会を実現するとともに、人と自然の営みが循環する自然豊かな美しい西播磨の環境をはぐくむ。さらには、うるおいとにぎわいがあり、世界につながる創造的で活力ある西播磨地域を創造する。

なお、都市づくりにあたっては、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべく、適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図る。

(イ) 基本目標

a 地域の発展を牽引する活力ある都市地域の形成

西播磨地域の中心都市としての役割を担う姫路市と、様々な個性を持った龍野市、相生市、赤穂市の諸都市及び、産・学・住・遊が整い科学技術と自然が調和した播磨科学公園都市といった、多様な都市群を有機的に結びつけ、地域全体の活力ある発展を力強く牽引する多核・ネットワーク型の都市地域を形成する。

b 広域的な交流を促進する交通網の充実

高速道六基幹軸をはじめとする高速道路網の整備や鉄道輸送サービスの向上など交通網の充実整備により、豊かな自然環境や地域資源を活用した地域内外あるいは都市と中山間地域の交流を支える基盤づくりを進める。

また、多核・ネットワーク型の都市地域を形成し、地域の活力向上や産業の活性

化を図るため、地域のきめ細かい道路網整備や鉄道網との有機的な連携など、利便性の高い総合的な交通体系の充実を図る。

c 自然環境の保全と活用

中山間地域に広がる森林や変化に富んだ山地において、豊かな森づくりを進めるとともに、森林を源とする河川の自然的環境の回復や水質保全など河川環境の向上を図る。また、自然の恵み豊かな海岸線や島々など、地域の特色あるかけがえのない自然的資源を保全する。さらに、こうした自然資源を活かし、人と自然のふれあいを大切にする滞在型観光地や多自然居住地域等の形成を図る。

d 安全・安心で魅力的なまちづくり

都市の防災性の向上やユニバーサルデザインに配慮したまちづくりなどにより、すべての人々が安心・快適に暮らせるコミュニティ空間の形成を図る。また、姫路城や旧街道沿いの宿場町など歴史文化を大切に、地域らしさを備えた美しく魅力的なまちづくりを進める。

【西播磨高原・山崎都市計画区域】

イ 人口及び産業等の将来見通し

(ア) 人口

都市計画区域の将来（平成 22 年）におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

	平成12年	平成22年
西播磨高原都市計画区域	2 千人	おおむね 2千人
山崎都市計画区域	18.5千人	おおむね 21千人

(イ) 産業

生産規模については、今後の参画と協働による様々な取り組みや県及び関係市町における政策効果も考慮し、製造品出荷額等、年間販売額ともに増加することが考えられる。就業構造については、第 1 次産業及び第 2 次産業が減少するのに対し、第 3 次産業は増加し、第 3 次産業へシフトする傾向が考えられる。

ウ 都市構造、主要都市機能の配置方針

本地域の将来の成り立ちを表すものとして、様々な都市機能が集積する「拠点」、それらを結びつける「軸」、並びに、森林等の連続した自然的環境である「緑の骨格」の 3 つの要素による都市構造を設定する。

(ア) 西播磨地域における拠点

- ・ 中心都市拠点：姫路市の中心市街地を本地域の中心都市拠点と位置づけ、本地域全体を対象とした行政、商業・業務、サービスなど都市機能の整備を図る。
- ・ 都市拠点：姫路市以外の市町の中心市街地及び播磨科学公園都市を都市拠点と位置づけ、区域区分された都市計画区域の都市拠点及び播磨科学公園都市については、交通ターミナル機能、商業・業務・サービス等機能の充実を図る。

また、その他の都市拠点については、行政、商業、居住機能等の充実を図る。

- ・特定都市機能拠点：県立公園、特定重要港湾、文化レクリエーション拠点、広域防災拠点、主要駅を特定都市機能拠点と位置づけ、各機能の充実を図る。

(イ) 西播磨地域における連携軸

- ・広域連携軸：京阪神、但馬、東播磨方面を結ぶ軸、及び中国地方と結ぶ軸を広域連携軸と位置づけ、各地域との連携の強化を図る。
- ・地域内連携軸：各市町を結ぶ軸を地域内連携軸と位置づけ、本地域内における連携と広域連携軸へのアクセス強化を図る。

(ウ) 西播磨地域における緑の骨格

- ・地域北部の森林や丘陵地、4つの主要河川など、連続した自然的環境である森林、河川等を緑の骨格と位置づけ、景観形成や防災、環境保全など、さまざまな役割を果たす緑のネットワークの形成を図る。

3 区域区分の有無及び方針

(1) 区域区分の有無

中播・西播都市計画区域は人口及び産業集積が形成されており、今後も西播磨地域の中心的な都市地域としての役割を果たすとともに、引き続き人口増加やゆとりある都市居住のニーズに対応して、中心市街地の再生や都市基盤の整備、市街地周辺部の計画的な開発等を適切に誘導する必要がある。一方、これらの区域は内陸部まで広がり、多くの恵まれた自然環境を有しており、これらを保全・活用しながら自然環境と調和した居住環境や産業基盤の整備、個性豊かな地場産業の活性化を図ることが必要である。

これらのことから、中播・西播都市計画区域において区域区分を定める。

また、内陸部に位置する西播磨高原都市計画区域は、西播磨テクノポリスの拠点都市である播磨科学公園都市を含む区域である。計画的な都市開発による質の高い都市空間を整備しているため、西播磨高原都市計画区域において区域区分を定めないものとする。

同じく内陸部に位置する山崎都市計画区域は、城下町として古くから発達した歴史のある区域である。社会情勢の他、まちの形成過程からも、過度の人口集積はなく、現状からは急激かつ無秩序な市街化の進行は類推しがたい。

また、地域特性を踏まえた将来像の実現にあたり、地方部の特性を活かしたまちづくりを支援する視点からも、山崎都市計画区域においては、広域的、包括的な土地利用の誘導・規制手法である区域区分を定めないものとする。

【中播・西播都市計画区域】

(2) 区域区分の方針

各区域における、人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況、動向並びに計画的市街地整備の見通しを勘案し、適正な市街化区域の規模を設定する。また、当分の間市街化が見込まれない区域や優良農地並びに豊かな自然環境等の保全すべき区域を市街化調整区域に設定する。

ア 市街化区域に配分されるべきおおむねの人口

	平成12年	平成22年
中播都市計画区域		

	都市計画区域内人口	627千人	おおむね641千人
	市街化区域内人口	497千人	おおむね540千人
西播都市計画区域			
	都市計画区域内人口	101千人	おおむね102千人
	市街化区域内人口	74千人	おおむね 79千人

(注) 市街化区域内人口は、保留された人口を含む

イ 産業の規模

生産規模については、今後の参画と協働による様々な取り組みや県及び関係市町における政策効果も考慮し、製造品出荷額等、年間販売額ともに増加することが考えられ、就業構造については、第1次産業及び第2次産業が減少するのに対し、第3次産業は増加し、第3次産業へシフトする傾向が考えられる。

		平成12年		平成22年	
中播都市計画区域					
生産規模	製造品出荷額等	25,458億円		27,305億円	
	商品販売額	24,310億円		27,476億円	
就業構造	第1次産業	4.3千人	1.5%	2.9千人	0.9%
	第2次産業	107.9千人	37.3%	104.5千人	34.1%
	第3次産業	176.8千人	61.2%	199.5千人	65.0%

西播都市計画区域					
生産規模	製造品出荷額等	4,160億円		4,463億円	
	商品販売額	1,663億円		1,880億円	
就業構造	第1次産業	1,600人	3.3%	1,000人	2.0%
	第2次産業	18,500人	38.6%	17,600人	35.8%
	第3次産業	27,800人	58.1%	30,500人	62.1%

(注) 商品販売額は平成11年のデータ

ウ 市街化区域のおおむねの規模

各区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向並びに計画的市街地整備の見通しを勘案し、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

		平成12年	平成22年
中播都市計画区域			
	市街化区域面積	12,986 ha	おおむね13,054 ha
西播都市計画区域			
	市街化区域面積	2,505 ha	おおむね 2,520 ha

注) 市街化区域面積は、保留フレームに対応する市街化区域面積を含まない

4 基本の方針

(1) 土地利用に関する方針

ア 基本方針

本地域の臨海部は、一部国立公園に指定されているが、大半は工業地としての土地利

用が図られてきた。内陸部においては、丘陵部に県立公園があり、平野部には市街地とそれを取り巻く優良農地が広がっている。

過去、臨海部への工業進出に伴い、姫路市及びその周辺の各都市において市街化が進展してきた。また、近年、国土開発幹線自動車道である中国自動車道、山陽自動車道をはじめ、播但連絡道路、国道2号バイパスの整備が進められるとともに、西播磨テクノポリスの核となる播磨科学公園都市の整備に関連して内陸部の地域整備に新たな動きが生じつつある。

このため、本地域における土地利用としては、優れた自然環境の区域を保全しつつ、各都市の都市整備目標を尊重しながら一体的な秩序ある多核・ネットワーク型地域構造の形成を目指し、地区の個性を活かした魅力あるまちづくりの視点に立った用途地域の活用、地区の特性に応じたきめ細かな規制誘導を図る地区計画等の活用により計画的な土地利用の形成を図る。

イ 主要用途の配置の方針

(ア) 商業・業務地

中心商業業務地は、JR姫路駅周辺一帯をはじめ、JR本龍野駅周辺、JR相生駅周辺、JR播州赤穂駅周辺など、公共交通の利便性が高く、機能集積度の高い地区に多核的に配置し、土地の高度利用と併せ商業業務施設の集積を促進し機能の向上を図る。

一般商業地は、中心商業地の周辺部のほか日常生活の交通拠点となっている鉄道の各駅周辺に配置するとともに、一団のまとまった住宅市街地にあっては、日常生活圏を考慮し地域内幹線道路の結接する地区等に適正に配置し日常購買施設等の利便性の向上を図る。

(イ) 工業地

臨海部は、海運交通の利便を活かし、工業の高度化及び多様化に対応しうる優れた生産・流通環境を備えた基幹的な工業地とし、また、近年の産業構造の変化に対応するため、先進的工業の受け入れや既存産業の業種転換も含めた新産業の創出を促進する。

内陸部においては、高速道路等の整備による地域ポテンシャルの向上を活かし、インターチェンジ周辺等に新たな工業団地の整備を図る。また、地域環境と調和した地場産業の立地条件整備や、市街地内に点在する工場の工業地への集約化、施設近代化等の促進を図る。

(ウ) 流通業務地

都市圏全体の合理的・効率的な物流機能を確保するとともに、既成市街地の交通の円滑化及び流通機能の向上を図るため、山陽自動車道及び中国自動車道のインターチェンジ周辺に流通業務地の配置を図る。

(I) 住宅地

臨海部においては、明るく温暖な地域特性を活かした都市近郊居住地としての魅力

の向上を図る。特に工業地に隣接する地区においては、緑地等による緩衝地帯を設け居住環境の保全を図るとともに、土地区画整理事業等により計画的な住宅市街地の整備を進める。

また、今後の人口及び世帯数の増加及び住宅需要の多様化に対処し、内陸部においても、土地区画整理事業等を推進し、道路、公園等の公共施設の整った良好な環境を備えた住宅地の形成を図る。

【中播都市計画区域】

(ア) 商業・業務地

中心商業業務地を姫路駅周辺地区に配置する。

当地区は広域交通の結節点であるが、現状は、鉄道と道路が平面交差し、土地利用としても商業業務施設と流通施設が混在状態にある。このため、合理的土地利用を目指して地区一帯を再整備する事業を推進し、中心核としての機能向上を図る。その他日常生活の利便を図る一般商業地は、各都市の主要鉄道駅等の交通結節点や主要道路沿いに日常生活圏を考慮して適正に配置し、購買施設等の施設の集積を図る。

(イ) 工業地

工業の高度化及び多様化に対応しうる優れた生産・流通環境を備えた基幹的な工業地とし、又、産業構造の変化に対応するための先端工業の受け入れや環境・リサイクル産業等の新産業の創造を図るため、海運交通の利便を生かし、姫路を中心とした臨海部に工業地を配置するとともに、内陸部においては農業等周辺環境との調和に留意しつつ、高速道路のインターチェンジ周辺等への配置を図り、既存の産業団地の利活用に加え、新たな整備を図る。

(ウ) 流通業務地

倉庫、トラックターミナル、卸売団地並びに鉄道貨物駅等の施設を市川東部の別所地区に配置する。また、山陽自動車道のインターチェンジ周辺、国道2号バイパス周辺等に流通業務地の配置を図る。

(エ) 住宅地

臨海部においては、工業地との間に緩衝緑地帯を設けるなど、良好な居住環境を持つ住宅地を配置、計画し、土地区画整理事業及び道路、下水道、公共公益施設等の施設整備を進め、計画的な住宅市街地の整備、促進を図る。

また、内陸部においても、土地区画整理事業等面整備を推進し、道路、公園、等の施設整備と合わせて公民館や集会所等の公益施設の充実も図りながら良好な住宅地の形成を図る。

【西播都市計画区域】

(ア) 商業・業務地

中心商業業務地は、相生市においては市役所周辺及びJR相生駅周辺を核としてそれらをつなぐ軸上に、赤穂市においてはJR播州赤穂駅周辺地区に、上郡町においてはJR上郡駅周辺地区に配置するとともに、駅周辺整備やシンボルロード整備等により、土地の高度利用と併せ商業業務施設の集積を促進し、都市機能の向上を図る。

一般商業地は、中心商業地の周辺部のほか、日常生活の利便性を考慮して、交通拠点となっている鉄道駅周辺及び一団の住宅地の中心地等に適正に配置し、その整備を

図る。

(イ) 工業地

海運交通の利便を活かし、臨海部に電力及びセメント等の基幹工業地を配置する。赤穂市の南部臨海部を工業の高度化及び多様化に対応する優れた生産・流通環境を備えた工業地とし、先進的工業の受け入れを図るとともに、赤穂市内陸部の西有年都市地区等において新たに工業団地の整備を検討する。

(ウ) 流通業務地

山陽自動車道インターチェンジ周辺の適地に流通業務地を配置する。

(I) 住宅地

臨海部の工業地に隣接する地区においては、緑地等による緩衝地帯を設け居住環境の保全を図る。

今後の人口及び世帯の増加並びに住宅需要の多様化に対処し、池之内那波野地区（相生市）や、有年、野中地区（赤穂市）等における土地区画整理事業の推進を図る。また、面整備事業の推進にあたっては、道路、公園等の都市施設はもとよりコミュニティ施設等の充実も図りながら良好な住宅地の形成を図る。

【西播磨高原都市計画区域】

(ア) 商業・業務地

播磨科学公園都市の中心部において商業、業務機能の計画的な整備、充実を図る。国道等の幹線道路沿道においても、地域の景観との調和に配慮しつつ、沿道型商業施設の立地誘導を図る。

(イ) 工業地

工業団地において、産業基盤整備等の立地環境の整備を進めつつ、工業団地の形成を図る。

(ウ) 住宅地

播磨科学公園都市の住宅ゾーン等において、宅地化を誘導し、魅力ある定住環境の維持・形成を図る。

【山崎都市計画区域】

(ア) 商業・業務地

山崎町中心部において、既存の商店街等のストックの活用と更新により、商業・業務機能の充実を図る。

幹線道路沿道においても、地域の景観との調和に配慮しつつ、沿道型商業施設の立地誘導を図る。

(イ) 工業地

既成市街地内の主要地方道山崎新宮線沿道周辺において工業施設の立地が見られる地区を工業地と位置づけ、工業施設の立地誘導を図る。

(ウ) 住宅地

既存の市街地や集落については、居住を中心とする地域と位置づけ、居住環境の保全向上を図る。

また、城下山田地区等において宅地化を誘導し、魅力ある定住環境の維持・形成を図る。

【中播都市計画区域】

【西播都市計画区域】

ウ 市街化調整区域の土地利用の方針

(ア) 優良な農地との健全な調和に関する方針

都市近郊農業としての発展が期待される優良な農地を保全するなど、農業の生産条件と都市環境との調和のとれた地域の形成を図る。

(イ) 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

市街化調整区域で、市街化区域と一体的な生活圏を構成し、相当程度公共施設整備が行われており、市街化区域の計画的な整備に影響を与えるおそれのない地域、既存集落の生活環境を維持活性化させる必要のある地域などについては、市街化区域への影響を勘案の上、自然環境等と調整を行い、開発許可等により適切な都市的土地利用を図る。

(ウ) 計画的な市街地整備の実現に関する方針

都市計画上必要とする計画的な市街地整備の検討を行う区域については、県の市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画の見直しの方針に即し、その整備の見通しが明らかになった段階で、農林業等との調整を行い、本都市計画区域における保留フレームの範囲内で市街化区域に編入を行うことができるものとする。

(2) 自然的環境に関する方針

ア 基本方針

本地域は、播磨灘の海岸線や島々、河川等の水辺、森林などの豊かで多様な自然を有する地域であり、海岸部には瀬戸内海国立公園、山地、丘陵部には笠形山千ヶ峰県立自然公園、音水ちくさ県立自然公園、雪彦峰山県立自然公園、西播丘陵県立自然公園、播磨中部丘陵県立自然公園が指定されているなど、優れた自然環境を保持している。

そのため、地域の豊かな自然環境を保全しながら、県民や来訪者の交流や自然とのふれあいの環境づくりなどを図るため、適切な地域制緑地の指定を行う。

イ 主要な緑地の配置、整備の方針

(ア) 環境保全系統

本地域の北部の森林や南北に貫流する河川とほぼ中央部に東西に広がる丘陵地、播磨灘に面する海岸線等は、本地域の特色ある都市形態の骨格を形成する緑地等として保全を図る。

(イ) 景観形成系統

都市の骨格を形成する緑地等のうち、北部に広がる山地、河川及び市街地に面する丘陵地、自然海岸線等を、うるおいある地域景観を形成する上で重要な緑地等として位置づけ、保全、整備を図る。

【中播都市計画区域】

瀬戸内海国立公園に指定されている御津町の新舞子から相生湾に至る海岸部一帯や内

陸部の姫路書写山を含む一帯及び龍野地区から揖西地区にかけての西播丘陵県立自然公園等、本都市計画区域の特徴である優れた自然的環境の保全を図る。

【西播都市計画区域】

瀬戸内海国立公園に指定されている赤穂御崎一帯から相生湾を囲む丘陵地にかけての自然地や内陸部の矢野川上流の西播丘陵県立自然公園に指定されている相生市北部に広がる樹林地及び赤穂市臨海部の自然海浜等、本都市計画区域の特性を象徴する優れた自然的環境の保全を図る。

【西播磨高原都市計画区域】

山間部の森林や河川等本都市計画区域の代表的な自然景観要素の保全、整備を図る。

【山崎都市計画区域】

山間部の森林や揖保川や菅野川、伊沢川等本区域の代表的な自然景観要素の保全、整備を図る。

(3) 都市交通に関する方針

ア 基本方針

西播磨地域は、国土レベルの交通軸が東西に貫通しているとともに、但馬地域や因幡方面との南北方向の交通軸が強化されつつあり、広大な面積を持つ地域全体が高速道路でネットワーク化されつつある。

従って、より一層の高速道路ネットワークの拡充を図るとともにこうした東西・南北の骨格的交通網を基盤に、隣接都市間の連携を強化するための主要幹線道路の整備、各都市と広域的道路へのアクセス道路の整備、各都市内の骨格的道路の整備を進め、生活や産業の利便性の向上と地域のバランスある発展を促進するものとする。

さらに、うるおいある都市環境の形成に向け、自転車、歩行者にとって安全・快適でゆとりのある道路空間の整備を図る。

また、自動車だけに頼らず、鉄道等を活かし、空港についても検討を重ねるなど、総合的な都市交通体系の実現を目指し、利便性の向上、交通拠点機能の強化を図る。

イ 主要な施設の配置、整備の方針

(ア) 道路

自然環境との調和に配慮しつつ、様々なレベルでの地域間交流を支え、都市機能の再生に寄与し、かつ、災害に強く代替性のある道路網の形成を目指し、以下の方針により道路の整備を進める。

a 自動車専用道路等

高速道六基幹軸のうち本地域内を4軸が通過しており、既に整備されている瀬戸内臨海軸（山陽自動車道等）、東西内陸軸（中国自動車道）、播磨但馬軸（播但連絡道路）の3軸に引き続き、残された南北軸である播磨因幡軸（中国横断自動車道姫路鳥取線）の整備を推進する。

また、姫路都市圏と神戸都市圏の増大する交流に対応するため神戸姫路間道路について検討する。

b 主要幹線道路、幹線道路

広域的な交通に対処するため、東西の主軸である国道2号の整備を推進するとともに、都市間の連携を強化するため、国道等の主要幹線道路の整備を推進する。また、地域間の交通需要への対応、都市の基盤強化を図るため主要地方道などの幹線道路の整備を図る。

c その他の道路

幹線道路の機能を補完するとともに、沿道における計画的土地利用の誘導を図るため、補助幹線道路の整備を推進する。また、地域の特色を活かした魅力的な道路空間の整備・誘導を図る。また、自転車歩行者空間を確保し、安全で快適な交通環境の形成を図る。

d 鉄道との立体交差化

自動車交通等の利便性を確保し、鉄道輸送の安全と強化を図るため、JR山陽本線等の連続立体交差化を推進し、あわせて周辺関連道路施設の整備を推進する。

(イ) 駅前広場

各種交通機関の連携を図るため、交通ターミナル機能の整った交通結節点として、鉄道駅前広場、駐車場等の整備を推進する。

(ウ) 鉄道

JR山陽本線及び赤穂線の利便性の向上を推進する。また、JR姫新線、播但線の利便性の向上を図りつつ、電化・高速化を推進する。

(I) 港湾（海上交通）

臨海工業地帯の物流拠点として、また、海上交通拠点等としての港湾機能の整備拡充を図る。

(オ) 空港

長期的な視点を踏まえて播磨地域の空港の整備について検討する。

【中播都市計画区域】

(ア) 道路

地域間の連携、地域の活力基盤、災害対策基盤などの強化の観点から、望ましい道路網の構築に向けて、各種道路の計画的な整備を推進する。

広域的な交通、地域間の交通需要に対応するため、国道2号、29号、250号、312号、372号等の主要幹線道路、主要地方道などの幹線道路の整備を推進する。あわせて、円滑な交通処理を行うため、JR山陽本線等の連続立体交差化を推進する。

(イ) 駅前広場

JR山陽本線姫路駅等において、交通結節点としての機能向上を図るため、土地区画整理事業等により、駅前広場の整備を推進する。

(ウ) 港湾（海上交通）

姫路港を物流拠点として、耐震性の向上を図りつつ、港湾機能の整備拡充を推進す

る。

(I) 空港

長期的な視点を踏まえて播磨地域の空港の整備を検討する。

【西播都市計画区域】

(ア) 道路

地域間の連携、地域の活力基盤、災害対策基盤などの強化の観点から、望ましい道路網の構築に向けて、各種道路の計画的な整備を推進する。

特に、広域的な交通に対応するため、国道2号、250号の道路改良整備を促進するとともに、都市間の連携や市街地の交通条件の改善のため、主要地方道姫路上郡線、主要地方道赤穂佐伯線等の幹線道路の整備を推進する。

生活道路のコミュニティ道路化など、人にやさしい道づくりを進める。

【西播磨高原都市計画区域】

地域間の連携、地域の活力基盤、災害対策基盤などの強化の観点から、望ましい道路網の構築に向けて、各種道路の計画的な整備を推進する。

本都市計画区域と山陰方面、丹後地域、丹波地域、播磨地域との連携強化を図る中国横断自動車道姫路鳥取線の整備を推進するとともに、その関連道路等の整備、播磨科学公園都市を核とした地域間の道路ネットワークを強化する。

【山崎都市計画区域】

地域間の連携、地域の活力基盤、災害対策基盤などの強化の観点から、望ましい道路網の構築に向けて、各種道路の計画的な整備を推進する。

本区域と東播磨方面、中国方面との連携強化を図る中国自動車道へのアクセス道路の充実を図る。

(4) 都市環境に関する方針

ア 基本方針

西播磨地域の多様で豊かな自然環境を保全し、活かしつつ、それらと調和した良好な都市環境の形成を図る。

環境保全、レクリエーション利用、防災及び景観構成等の諸機能を考慮した上で、各都市の実状や今後の都市動向を踏まえ適正に公園緑地を配置し、自然と共生する都市環境づくり、災害に強く健康で安全かつ文化的な都市づくりを推進する。

公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、「生活排水処理計画」に基づき、公共下水道事業、農業集落排水事業、コミュニティプラント整備事業などにより、処理場の建設及び面的な整備のさらなる促進を図る。また、災害時にも機能が損なわれないよう防災性の向上等に努める。

河川については、河川整備計画に基づき、流域の開発状況及び緊急度を勘案し、治水安全度の向上を図るため、保水・遊水機能を確保するとともに河川改修を促進する。また、かつての人と川との関わりを取り戻し、人々の生活に溶け込んだ川づくりを行うために、生態系の保全や再生を図ると同時に、気軽に川と接することのできる空間の整備を目指すとともに、災害時の延焼防止、避難空間機能に留意し、整備を推進する。

イ 主要な施設の配置、整備の方針

(7) 公園・緑地

a 環境保全系統

良好な自然環境を有し、動植物の生息地でもある海岸部、市街地を取り巻く山地及び市川、夢前川、揖保川、千種川等の主要河川を都市の骨格を形成する緑地として保全を図る。

また、市街地内の樹林地、史跡及び文化財等と一体となった緑地を保全整備するなど、生活環境の向上を図る。

b レクリエーション系統

日常的なレクリエーション活動に対しては、人口及び他の都市施設の配置等を勘案して設定した住区構成に基づいて、住区基幹公園の適正配置を図り、整備を推進する。

また、スポーツ、自然探索等のレクリエーション活動に対しては、都市人口、交通条件等の社会的条件を考慮し、各都市ごとの基幹となる都市基幹公園を適正に配置し、整備を推進する。

c 防災系統

地震、火災、水害等の都市災害については、防災上の拠点、避難地、避難路として機能する公園緑地を以下の方針により段階的・系統的に配置し整備を推進する。

- (a) 災害時の緊急避難地や地域における復旧・復興活動の拠点となる住区基幹公園を中心とした地域の防災拠点となる公園の整備
- (b) 緊急物資の集配場所、広域的な防災活動の拠点としての総合公園等の整備
- (c) 臨海部の工業地帯と住宅地等との間に緩衝緑地の整備。

d 景観形成系統

主要河川、市街地を取り囲む山地及び市街地内に散在する規模の大きい丘陵地並びに海浜部の緑地については、都市の緑の骨格を形成し、都市景観上重要な緑地として位置づけ、保全を図る。

また、市街地内で都市のランドマーク、シンボルマークとなるような史跡及び文化財と一体となった緑地について積極的に保全・整備を図る。

【中播都市計画区域】

a 環境保全系統

市川、夢前川、揖保川を都市の骨格を形成する緑地として保全を図る。また、姫路公園など史跡と一帯となった緑地を保全するとともに、美しい景観をなす自然海浜の保全を図る。

b レクリエーション系統

家族連れなどで幅広く利用されている姫路公園などの総合公園について利用の促進を図る。

また、市川、夢前川、揖保川等の主要河川の適正な管理に配慮しつつ河川生態系との共生に留意しながら、一般の利用を高める。

c 防災系統

工業地帯と住宅地等との間の緩衝緑地として緑地を設け、保全管理する。

d 景観形成系統

市川、夢前川、揖保川の主要河川及び市街地を取り巻く山地、丘陵地、海浜部の緑地を景観上重要な緑地として保全する。

また、都市のランドマーク、シンボルマークとなるような姫路公園など史跡及び文化財と一体となった緑地について保全整備を図る。

【西播都市計画区域】

a 環境保全系統

千種川を都市の骨格を形成する緑地として保全を図る。また、赤穂城跡公園など史跡と一帯となった緑地を保全するとともに、美しい景観をなす自然海浜の保全を図る。

b レクリエーション系統

家族連れなどに幅広く利用されている赤穂海浜公園等の広域公園や総合公園について、今後も利活用の促進を図るとともに、適切な管理運営を行っていく。

また、千種川等の主要河川の適正な管理に配慮しつつ、河川敷等について河川生態系と共生した利用しやすい利用が図られるよう河川整備を促進する。

c 防災系統

工業地帯と住宅地等との間の緩衝緑地として赤穂城南緑地を設け、保全管理する。

d 景観形成系統

都市の骨格を形成し、都市景観上重要な緑地として、市街地に面する山地、千種川を位置付け配置し、保全を図る。

また、赤穂城跡公園など史跡及び文化財と一体となった緑地について積極的に保全整備を図る。

【西播磨高原都市計画区域】

a 環境保全系統

本都市計画区域においては、山々の豊かな緑や河川に沿った自然的環境の保全と活用を図る。また、市街地の公園においても緑の確保による自然環境の保全、創造を図る。

b レクリエーション系統

既存の自然環境を活かしつつ、レクリエーションの拠点となる公園の計画的な配置を図る。

c 防災系統

森林においては、土砂流出、崩壊防止等のため、乱開発の防止を図る。

また、面的整備事業予定地においては、避難場所としての視点から、公園等の整備を図る。

d 景観形成系統

市街地内等で周辺地域との調和に配慮したオープンスペースを確保するほか、緑地及び丘陵地等についての保全・整備を図る。

【山崎都市計画区域】

a 環境保全系統

揖保川や伊沢川を都市の骨格を形成する緑地として保全を図る。また、市街地の

公園においても緑の確保による自然環境の保全、創造を図る。

b レクリエーション系統

町民等に親しまれている山崎町の最上山公園、せせらぎ公園等の施設充実を図る。また、さらなる公園の充実のために、市街地における居住区域の拡大等に合わせ、社寺林など既存の緑地を生かしながら、住区基幹公園等の適正な公園整備を図る。

c 防災系統

森林においては、土砂流出、崩壊防止等のため、乱開発の防止を図る。また、面的整備事業予定地においては、避難場所としての視点から、公園等の整備を図る。

d 景観形成系統

揖保川等の主要河川及び市街地を取り巻く山地、丘陵地の緑地を景観上重要な緑地として保全する。

また、市街地内等で周辺地域との調和に配慮したオープンスペースを確保するほか、史跡、文化財等と一体となった緑地及び丘陵地等についての保全・整備を図る。

(イ) 下水道・河川

a 下水道

生活環境の改善及び公共用水域の水質改善を図るとともに、災害時にも機能が損なわれないよう、「生活排水処理計画」に基づく流域下水道、公共下水道等の整備を効率的に推進する。また、下水道の普及に伴って増大する汚泥の処理については、その安定処理、有効利用等を図るため、広域的な汚泥処理を推進する。

なお、施設の整備にあたっては、耐震性を十分考慮し、災害時にも機能するライフラインの確保を図る。

【中播都市計画区域】

姫路市などの公共下水道については、管渠、処理場とともに一層の整備推進に努める。また、揖保川流域下水道については、流域関連公共下水道の面整備の進捗と整合しつつ、処理施設等の整備を図る。

【西播都市計画区域】

相生市、赤穂市では、既成市街地の整備をおおむね完了しており、適切な維持充実を図る。上郡町では、管渠、処理場とともに一層の整備推進に努める。

【西播磨高原都市計画区域】

下水道については、各町の「生活排水処理計画」に基づく整備を推進する。

【山崎都市計画区域】

下水道については、「山崎町生活排水処理計画」に基づく整備を推進する。

b 河川

市川、夢前川、揖保川、千種川をはじめとする主要河川等においては、流域の開発状況及び緊急度を考慮しつつ、河川整備計画に基づき、川らしい自然環境を保全・再生することに留意し、改修を促進する。また、市街化区域内については、都市の重要なオープンスペースとしての機能、景観の構成機能、延焼防止及び避難空間機能等に留意し、うるおいとふれあいのある水辺環境の形成を図りつつ、改修を促進する。

【中播都市計画区域】

揖保川、市川等については、都市防災、自然環境に留意しつつ、都市化の進展と緊急度を勘案して改修を進める。船場川等市街地内の河川改修については、土地区画整理事業等の面的整備事業と一体的に行うとともに、都市環境に果たす河川空間の役割に留意しながら推進する。

【西播都市計画区域】

播磨科学公園都市の開発計画等との整合を図りながら千種川、安室川及び加里屋川等主要な河川の改修を進めるとともに、生態系の保全を通じて、貴重な河川環境の継承に努め、同時に歴史や文化を活かした空間の整備を目指す。

さらに、災害時には延焼防止、避難空間、救援活動のための空間としての役割にも配慮しながら整備を促進する。

【西播磨高原都市計画区域】

河川については、川らしい自然環境の保全・再生に留意しつつ、親水性や景観に配慮した河川環境づくりを進める。

【山崎都市計画区域】

河川については、川らしい自然環境の保全・再生に留意しつつ、親水性や景観に配慮した河川環境づくりを進める。

(ウ) 廃棄物の処理施設等

廃棄物処理施設は、県民生活や事業活動を営む上で必要な施設として位置付けられることから、施設整備については、「兵庫県廃棄物処理計画」に基づき適切な設置を推進していく。なお、一般廃棄物については、「兵庫県ごみ処理広域化計画」に基づき、処理施設の整備を進める。

【中播都市計画区域】

「兵庫県廃棄物処理計画」に基づき、廃棄物処理施設の適正な設置を推進するとともに、一般廃棄物についても、「兵庫県ごみ処理広域化計画」に基づき処理施設の整備を進める。

【西播都市計画区域】

「兵庫県廃棄物処理計画」に基づき、廃棄物処理施設の適正な設置を推進する。

【西播磨高原都市計画区域】

廃棄物については、「兵庫県ごみ処理広域化計画」に基づき、処理施設の整備を進める。

【山崎都市計画区域】

廃棄物については、「兵庫県ごみ処理広域化計画」に基づき、処理施設の整備を進める。

ウ 都市景観の形成方針

都市を包み込む山々の緑や、都市にうるおいをもたらす河川、播磨灘の海岸線などの多彩な自然的資源や、姫路城、赤穂城跡、龍野や室津のまちなみといった豊かな歴史、文化資源を守りかつ活かしながら、住民が親しみと誇りと愛着を持てる個性ある都市景観を形成する。

【中播都市計画区域】

姫路市については、既に都市景観条例を制定しており、それに基づき施策を総合的に実施しているが、制定がなされていない他市町についても同様の施策の実施に努める。なお、制定までの間は、県の景観の形成等に関する条例が補完する。また、地区計画、伝統的建造物群保存地区、風致地区等の関連制度を積極的に活用する。

【西播都市計画区域】

駅周辺において、都市の顔にふさわしい景観形成を進める。

各市町に残る歴史的な町並み（赤穂市：坂越、加里屋、旧備前街道地区等）を活かした景観形成を進める。

また、条例等に基づき、景観に関する意識の啓蒙、地元組織の育成、景観に配慮した公共事業の実施、民間の建築行為に関する景観形成基準の策定等の総合的な景観形成施策を促進するとともに、地区計画、風致地区等の関連制度を積極的に活用する。

【西播磨高原都市計画区域】

周囲を取り巻く山地や、揖保川の流れといった自然景観との調和に配慮しながら、地域の歴史を生かしつつ、魅力あるまちなみ景観の形成を図る。

【山崎都市計画区域】

周囲を取り巻く山地や、揖保川の流れといった自然景観との調和に配慮しながら、地域の歴史を生かしつつ、魅力あるまちなみ景観の形成を図る。

(5) 市街地整備に関する方針

ア 基本方針

本地域は、姫路市及びその周辺の都市において急激に市街化が進展してきたが、現在の経済情勢の停滞により、中心市街地、周辺都市における都市基盤整備の遅れと空洞化がみられる。

また、商店、住宅の混在密集や老朽住宅が密集し、都市基盤が不足する防災上危険な密集市街地が存在している。

一方、市街地周辺におけるスプロール化の進行による住環境の悪化、利便性が高いインターチェンジ周辺や集落地域などにおいて基盤施設の不足がみられる。

このため、土地の有効利用・高度利用、都市機能の強化に対応し、防災、福祉のまちづくりなどに配慮した安全で住みやすい市街地整備を推進し、人と人が支え合う多様なコミュニティの受け皿となるまとまりのある生活圏を醸成し、地域の特性を活かした個性あるまちづくりを目指す。

イ 市街地整備の方針

中心市街地などの既成市街地においては、中心市街地の再生・再構築、密集市街地の防災性の向上や環境改善を重点的に進める。

また、市街地周辺やインターチェンジ周辺の新市街地や集落地においては、無秩序な市街化を防止し、良好な生活基盤・産業基盤の整備を進める。

なお、法の規定に基づき別に定める都市再開発の方針については、土地利用の転換、都市機能の向上などの課題を持つ既成市街地等を計画的な再開発が必要な市街地と位置づけ、再開発の目標等について記載することとする。また、そのうち特に一体的かつ総

合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区及び当該地区の整備又は開発の計画の概要を記載することとする。ただし、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区が都市計画区域内に認められないときは、都市再開発の方針は策定しないこととする。

同様に法の規定に基づき別に定める防災街区の整備の方針については、防災性の改善などの課題を持つ地区に対し、老朽木造建物比率等の指標に加えて市町の整備方針等を踏まえて、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区を選定し、当該地区の整備または開発の計画の概要を記載することとする。

なお、上記以外の中心市街地で計画的な市街地整備を図る地区については、地区計画等により都市基盤の整備を図る。

【中播都市計画区域】

本都市計画区域の商業・業務の中心地区であるＪＲ姫路駅周辺地区においては、輻輳する交通の緩和を図るとともに、流通業務機能施設の移転を図る一体的整備を推進し、用途純化を推進する。

また、工業地については、海陸交通施設の充実を図り生産環境の整備により新規企業の立地促進を図る。

【西播都市計画区域】

商業業務の中心地区であるＪＲ相生駅周辺、ＪＲ赤穂駅周辺及び赤穂市加里屋地区、上郡駅周辺等については、中心市街地として、駅前広場や道路整備等により、歩行者空間のネットワーク化や交通結節点整備など、交通体系の再整備とともに、魅力ある商業施設等の機能の導入と高度利用、住宅と福祉等の生活施設の整備等を図る。

また那波丘の台地区（相生市）、尾崎地区及び塩屋地区（赤穂市）など老朽木造住宅の密集している地区については、住民とのパートナーシップによる市街地整備を進め、共同建替等を含め、適切な市街地環境の改善と土地の有効利用を図る。

【西播磨高原都市計画区域】

播磨科学公園都市において、新都市整備を進める。

【山崎都市計画区域】

城下山田地区において、土地区画整理事業の推進を図る。

既成市街地の周辺で市街化の進む地区において、良好な市街地形成を図るため、土地区画整理事業等を導入する。

(6) 都市防災に関する方針

阪神・淡路大震災の教訓や本地域における過去の災害の教訓を活かし、災害に強い都市づくりを推進していくことが必要である。

そこで、災害を未然に防止し災害時に安全を確保するため、地域防災計画と整合しつつ、以下の方針で対策を講じる。

ア 防災拠点の整備とネットワーク化

都市災害による被害を最小限にするとともに、避難、救援活動を円滑にするため、広域防災拠点、広域防災帯等を系統的に配置する。さらに、道路、港湾、公園、緑地、河川、下水道等を計画的に配置、整備し、ネットワーク化することにより、安全安心な環境空間と市街地内のオープンスペースを確保し、地震、水害等の自然災害発生時の防災

機能を高める。

イ 建築物の不燃化・耐震化

公共建築物等の耐震、不燃化を促進し、民間の耐震・耐火建築物を誘導するとともに、建築敷地内の緑化をすすめ、都市の不燃化及び耐震化を推進する。

ウ 土砂災害の防止

山麓部については、がけ崩れ、土砂流出等の危険を防止するため、災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定や見直しにより、必要に応じて宅地の使用制限、建築制限等を行うとともに、自然緑地の保全と防災機能の強化を図る。

【中播都市計画区域】

山崎断層の観測態勢・通信網の整備の促進等を図るとともに、災害発生時における広域的な救援、普及のための拠点として、手柄山防災拠点を整備する。

揖保川、夢前川、市川等の流域において分布する集落、市街地を水害から守るため、河川改修、土石流、土砂崩れ対策等を推進する。

【西播都市計画区域】

山崎断層の存在や急峻な山地が多いという地形的条件を踏まえ、ダム整備や砂防工事、急傾斜地崩壊対策等、緊急輸送道路網の整備等を進める。

また、海岸部では、高潮、津波、波浪等による災害や海岸浸食に対応するため、堤防や水門等の整備を進める。

【西播磨高原都市計画区域】

適地での広域防災拠点の配置を検討するとともに、広域輸送拠点の配置を図る。

また、災害に強い都市構造の形成に向け、自然の利活用による防災機能を備えたゆとり空間の創出、道路交通等のアクセスの多重性の確保に努めるとともに、主要構造物や上下水道などの耐震化を図る。

急斜面地では、緊急度に応じた急傾斜地崩壊対策等を進める。

河川について、緊急度に応じた改修・整備を進める。

また、地域防災拠点として公共・公益施設の計画的立地誘導を行う。

【山崎都市計画区域】

適地での広域防災拠点の配置を検討するとともに、広域輸送拠点の配置を図る。

また、災害に強い都市構造の形成に向け、自然の利活用による防災機能を備えたゆとり空間の創出、道路交通等のアクセスの多重性の確保に努めるとともに、主要構造物や上下水道などの耐震化を図る。

急斜面地では、緊急度に応じた急傾斜地崩壊対策等を進める。

河川について、緊急度に応じた改修・整備を進める。

また、地域防災拠点として公共・公益施設の計画的立地誘導を行う。

5 主要な都市計画等の指針

基本の方針を踏まえ、社会基盤整備プログラム及び市町の都市計画に関する基本的な方針等に基づく計画的な整備を関係機関等との調整を図りながら実施していく。

(1) 土地利用に関する都市計画等の指針

【中播都市計画区域】

おおむね 10 年以内に計画的な市街地整備を予定している主な地域は、太子町の糸井地区 (A=7.9ha) で、主に住宅市街地として整備を図る。

なお、新宮町井野原地区、御津町苅屋地区などについても計画的な市街地整備の検討を進めていく。

【西播都市計画区域】

おおむね 10 年以内に計画的な市街地整備を予定している主な地域は、相生市の相生港埋立地(A=3.1ha)、青葉台南部地区(A=32.5ha)で主に住宅市街地として整備を図る。

(2)都市交通に関する整備の指針

おおむね 10 年以内に整備を予定している主な交通施設は次のとおりとする。

ア 道路

【中播都市計画区域】

・主要幹線道路、幹線道路

路線名	事業場所	概要
(国)2号	姫路市今宿～青山	拡幅 L=2,100m W=27.0m
(国)2号	姫路市幸町～花田町一本松	拡幅 L=1,500m、W=27.0m
(国)29号	姫路市相野～林田町	バイパス L=6,200m W=25.0m
(国)179号	太子町鵜	バイパス 交差点改良 L=700m W=16.0m
(国)250号	御津町岩見	L=200m W=8.0m
(国)312号	姫路市砥堀	拡幅 L=300m W=16.0m
(国)312号	姫路市砥堀	拡幅 L=300m W=16.0m
(国)312号	姫路市砥堀～須加院口	拡幅 L=1,800m W=16.0m
(国)312号	香寺町須加院	拡幅 L=1,200m W=16.0m
(国)312号	姫路市砥堀	蛍橋 道路改良区間 L=33m W=16.0m
(国)372号	姫路市飾東町小原～豊国	バイパス L=6,200m W=16.0m
(主)姫路上郡線	姫路市西脇	バイパス L=900m W=12.0m
(主)姫路上郡線	龍野市中井～姫路市	槻坂トンネル L=1,746m W=12.0m
(主)山崎新宮線	山崎町下比地～新宮町香山	L=400m W=12.0m
(主)山崎新宮線	新宮町香山	篠首川橋 L=22.8m W=10.5m
(主)太子御津線	姫路市網干区高田	拡幅 L=200m W=18.0m
(主)太子御津線	太子町糸井	茶ノ木踏切 L=500m W=18.0m
(主)網干龍野線	龍野市門前～富永	拡幅 L=2,300m W=25.0m
(主)網干龍野線	龍野市真砂	バイパス 橋梁 L=1,500m W=17.0m
(主)山崎香寺線	香寺町須加院	拡幅 L=800m W=8.0m
(主)山崎香寺線	香寺町相坂	バイパス L=200m W=7.0m

(主)山崎香寺線	香寺町相坂	バイパス L=500m W=7.0m
(主)小野香寺線	姫路市山田町	バイパス L=1,900m W=10.0m
(主)小野香寺線	姫路市山田町	バイパス L=900m W=10.0m
(主)小野香寺線	香寺町北広瀬	拡幅 L=400m W=14.0m
(主)龍野西インター線	龍野市土師	L=1,300m W=12.0m
(一)龍野龍野停車場線	揖保川町野田	拡幅 L=700m W=10.0m
(一)龍野龍野停車場線	揖保川町正條	L=200m W=14.0m
(一)中寺北条線	香寺町恒屋～溝口	バイパス L=1,200m W=14.0m
(一)広畑青山線	姫路市才～西蒲田	バイパス L=2,300m W=28.0～38.0m
(一)石倉太子線	姫路市太市中	拡幅 L=900m W=12.0m
(一)石倉太子線	姫路市太市中	バイパス L=200m W=12.0m
(一)石倉太子線	姫路市太市	新中村橋 L=32m W=12.0m
(一)桑原北山揖保川線	揖保川町二塚	バイパス L=800m W=11.0m
(一)桑原北山揖保川線	揖保川町片島	拡幅 L=400m W=11.0m
(一)岩見揖保川線	揖保川町原～山津屋	はりまふれあいロード L=1,500m W=11.5m
(一)岩見揖保川線	揖保川町山津屋～御津町岩見	はりまふれあいロード L=3,500m W=8.0m
(一)姫路環状線	姫路市北平野	バイパス L=700m W=15.0m
(一)姫路環状線	姫路市北平野	拡幅 L=200m W=15.0m
(一)国分寺白浜線	姫路市白浜町	拡幅 L=300m W=25.0m
(一)姫路新宮線	新宮町下野田～馬立	拡幅 馬立橋 L=900m W=14.0m
(都)龍野線	区画境～国道250号	L=300m W=18m
(都)龍野線	区画境～広畑幹線	L=300m W=18m
(都)大日線	国道2号～十二所前線	拡幅 L=400m W=36m
(都)船場川線	手柄山線～大將軍橋南詰	拡幅 L=700m W=30m
(都)船場川線	国道2号～高尾線	拡幅 L=600m W=30m
(都)山吹線	姫路市西今宿～姫路市山吹	拡幅 L=900m W=16m
(都)手柄山線	田寺今在家線～国道2号	拡幅 L=900m W=15m
(都)龍野線他1線	太子町鷗～矢田部	街路 交差点改良 L=1,346m
(都)龍野揖保川線	龍野市龍野町川原町～日山	拡幅 L=640m W=12m
(都)本龍野富永線	龍野市龍野町中村～富永	拡幅 L=250m W=16m
(都)大日線	国道250号～海岸線	L=208m W=36m
(都)内環状東線	十二所前線～魚町線	L=200m W=30m
(都)広畑幹線	龍野線～県道太子御津線	L=280m W=16m
(都)城北線	城南線～市道城西6号線	L=1,145m W=30m
(都)揖保線	龍野市揖保町門前～栄	拡幅・新設

		L=580m W=17m
(都)高橋山崎線	福崎町福田	L=1,050m W=16m
(都)中島井ノ口線	福崎町南田原	L=840m W=18m
(都)西光寺高橋線	福崎町南田原	L=400m W=16m
(都)川手線	香寺町広瀬	L=500m W=16m
(都)新宮中央線	新宮町新宮～井野原	L=1,760m W=17m
(都)新宮東西線	新宮町新宮	L=510m W=17m
(市)龍野揖保川線	龍野市揖保町萩原～ 揖保川町市場	揖龍南北幹線道路 L=1,500m W=17.0m
(町)香寺西線	香寺町相坂	拡幅 L=700m W=8.0m
(町)香寺西線	香寺町田野、犬飼	拡幅 L=700m W=11.0m
(町)市場梶山線	揖保川町市場	揖龍南北幹線道路 L=1,250m W=17.0m
(町)原八ヶ坪堂田線	揖保川町黍田～原	L=1,340m W=10.0m
(町)新舞子揖保川線	御津町碓岩～国道250号	揖龍南北幹線道路 L=2,500m W=17.0m

・鉄道との立体交差化

路線名等	事業場所	概要
JR山陽本線等連続立体交差	姫路市	山陽本線 L=4.26km 他

・駅前広場

路線名等	事業場所	概要
JR本龍野駅	龍野市龍野町中村	駅前広場
JR東鯨崎駅前	龍野市神岡町東鯨崎	駅前広場

【西播都市計画区域】

・主要幹線道路、幹線道路

路線名	事業場所	概要
(国)2号	相生市竜泉町～赤穂市東有年	拡幅 バイパス L=9,200m W=15.0m
(国)250号	相生市相生～旭	拡幅 バイパス L=530m W=18.0m
(国)250号	赤穂市折方	石ヶ崎橋 L=38.85m W=15.0m
(国)250号	赤穂市坂越	新坂越橋 交差点改良 L=1,250m W=19.5m
(主)姫路上郡線	上郡町与井～竹万	あゆみ橋 バイパス L=1,170m W=18.0m
(主)姫路上郡線	上郡町川原	河鹿橋 バイパス L=800m W=12.5m
(主)姫路上郡線	上郡町竹万～川原	新竹万橋 バイパス L=320m W=14.0m

(主) 姫路上郡線	上郡町栄町	上郡橋 L=177m W=17.0m
(主) 坂越御崎加里屋線	赤穂市大泊	拡幅 L=580m W=8.0m
(主) 赤穂佐伯線	赤穂市～上郡町竹万	拡幅 L=1,780m W=11.0m
(主) 赤穂佐伯線	上郡町山野里	拡幅 L=220m W=12.0m
(主) 赤穂佐伯線	上郡町竹万	新雲津橋 L=64.0m W=11.0m
(一) 竜泉那波線	相生市竜泉～那波	第2期 L=1,262m W=16.0m
(都) 相生駅相生線	相生市陸本町～垣内町地内	街路 境橋 L=334m W=20m
(都) 相生駅相生線	相生市駅南～境橋北	街路 L=293m W=20m
(都) 新田坂越線	赤穂市中広～坂越	拡幅 L=2,300m W=33m

【西播磨高原都市計画区域】

・自動車専用道路

路線名	箇所	概要
中国横断自動車道姫路鳥取線	新宮町～山崎町	新設 L=11,400m W=20.5m

・主要幹線、幹線道路

路線名	箇所	概要
(主) 相生山崎線	新宮町牧～奥小屋	拡幅(姫鳥関連) L=1,250m W=7.0m

【山崎都市計画区域】

・自動車専用道路

路線名	箇所	概要
中国横断自動車道姫路鳥取線	新宮町～山崎町	新設 L=11,400m W=20.5m

・主要幹線、幹線道路

路線名	箇所	概要
(主) 山崎香寺線	山崎町御名～川戸	戸原橋 バイパス L=1,635m W=11.0m
(主) 山崎香寺線	山崎町宇原	バイパス L=750m W=11.0m
(主) 相生山崎線	山崎町御名～上比地	L=1,620m W=11.5m
(主) 山崎新宮線	山崎町御名	滝川橋 L=20.0m W=8.0m

イ 鉄道、港湾等

【中播都市計画区域】

・港湾(海上交通)

路線名等	事業場所	概要
姫路港	姫路市飾磨区須加	飾磨港大橋耐震改良
姫路港	姫路市広畑区	道路
姫路港	姫路市飾磨港区	飾磨臨海大橋耐震改良

(3) 都市環境に関する都市計画等の指針

ア 公園・緑地

(ア) 公園緑地等の整備

おおむね10年以内に整備を予定している主な公園緑地等は次のとおりとする。

【中播都市計画区域】

事業種別	名称	箇所
公園	手柄山中央公園	姫路市手柄
公園	姫路公園	姫路市本町
公園	桜山公園	姫路市太市中及び青山
公園	運河公園	姫路市北条及び豊沢町
公園	小宅北近隣公園	龍野市龍野町
公園	小宅南近隣公園	龍野市龍野町
公園	誉田近隣公園	龍野市誉田町
公園	龍野中街区公園	龍野市龍野町
公園	駅西街区公園	龍野市龍野町
公園	駅東街区公園	龍野市龍野町
公園	小宅東公園	龍野市龍野町
緑地	広畑地区(姫路港)	姫路市広畑区
緑地	中島地区(姫路港)	姫路市飾磨区中島
緑地	揖保川水辺プラザ	龍野市揖保町

【西播都市計画区域】

事業種別	名称	箇所
公園	駅南第二公園	相生市陸本町
公園	駅南第一公園	相生市大石町
公園	那波丘の台公園	相生市那波西本町
公園	塩屋第4公園	赤穂市板屋町
公園	塩屋第5公園	赤穂市片浜町
公園	塩屋第6公園	赤穂市磯浜町
公園	塩屋第7公園	赤穂市黒崎町
公園	赤穂城跡公園	赤穂市上飯屋
緑地	千種川河川敷緑地	赤穂市

イ 下水道及び河川

おおむね10年以内に整備を予定している主な下水道及び河川は次のとおりとする。

【中播都市計画区域】

事業種別	名称	箇所
下水道	揖保川流域下水道	姫路市～山崎町
下水道	姫路市公共下水道(中部処理区 他)	姫路市
下水道	龍野市公共下水道(揖保川流域処理区)	龍野市
下水道	福崎町公共下水道(福崎処理区)	福崎町
下水道	香寺町公共下水道(香寺処理区)	香寺町
下水道	新宮町公共下水道(揖保川流域処理区)	新宮町
下水道	揖保川町公共下水道(揖保川流域処理区)	揖保川町

下水道	御津町公共下水道（揖保川流域処理区 他）	御津町
下水道	太子町公共下水道（揖保川流域処理区）	太子町
河川	（二）市川	姫路市阿成～砥堀
河川	（二）船場川	姫路市飾磨区構～手柄
河川	（二）船場川	姫路市手柄～延末
河川	（二）水尾川	姫路市飾磨区
河川	（二）野田川（上流工区）	姫路市飾磨区野田
河川	（一）山根川	龍野市龍野町末政～日飼
河川	（二）富島川	御津町苅屋
河川	（一）中垣内川	龍野市揖西町井ノ口
河川	（一）前川	揖保川町浦部

【西播都市計画区域】

事業種別	名称	箇所
下水道	相生市公共下水道（相生処理区）	相生市
下水道	赤穂市公共下水道（古池処理区 他）	赤穂市
下水道	上郡町公共下水道（上郡処理区）	上郡町
河川	（二）千種川	赤穂市中広～有年樽原
河川	（二）加里屋川	赤穂市加里屋
河川	（二）加里屋川	赤穂市目坂
河川	（二）大谷川	相生市相生
河川	（二）大津川	赤穂市天和～大津
河川	（二）榊川	相生市矢野町榊
河川	（二）矢野川	相生市矢野町中野

【西播磨高原都市計画区域】

事業種別	名称	箇所
下水道	西播磨高原公共下水道（播磨高原処理区）	新宮町、上郡町、三日月町
ダム	金出地ダム	上郡町金出地

【山崎都市計画区域】

事業種別	名称	箇所
下水道	山崎町公共下水道（揖保川流域処理区）	山崎町
河川	（一）菅野川	山崎町市場
河川	（一）伊沢川	山崎町生谷

ウ 景観形成

おおむね10年以内に整備を予定している主な景観形成事業は次のとおりとする。

【中播都市計画区域】

事業種別	名称	箇所
景観形成地区	龍野市龍野地区	龍野市龍野町
景観形成地区	御津町室津地区	御津町室津

景観形成地区	大手前通り地区	大手前通りの内、国道2号より南
景観形成地区	駅南大路地区	駅南大路の内、姫路パイパスより北
景観形成地区	中濠通り地区	一般国道2号の内、白鷺橋東詰めから総社参道まで

(4) 市街地整備に関する整備の指針

おおむね10年以内に整備を予定している主な市街地開発事業は次のとおりとする。

【中播都市計画区域】

事業種別	名称	箇所
土地区画整理	JR網干駅前地区	太子町A=7.9ha
土地区画整理	本龍野駅東	龍野市A=15.0ha
土地区画整理	垣内津市場	姫路市A=28.1ha
土地区画整理	英賀保駅周辺	姫路市A=69.5ha
土地区画整理	土師	香寺町A=6.5ha
土地区画整理	阿保地区	姫路市A=90.6ha
土地区画整理	別所地区	姫路市A=98.6ha
土地区画整理	飾磨拠点地区	姫路市A=24.6ha
土地区画整理	姫路駅周辺地区	姫路市A=45.5ha
土地区画整理	播磨新宮駅南栗栖川周辺地区	新宮町A=9.0ha
市街地再開発	姫路駅西部地区	姫路市A=3.5ha
市街地再開発	姫路駅北口地区	姫路市A=1.0ha
市街地再開発	J R 網干駅前地区	姫路市網干区A=0.5ha
市街地再開発	山電網干駅周辺地区	姫路市網干区A=3.2ha

【西播都市計画区域】

事業種別	地区名	事業箇所
土地区画整理	相生駅南地区	相生市A=13.6ha
土地区画整理	那波丘の台地区	相生市A=5.2ha
土地区画整理	東部（池之内・那波野地区）	相生市A=12.5ha
土地区画整理	有年地区	赤穂市A=55.0ha
土地区画整理	野中・砂子地区	赤穂市A=45.2ha
土地区画整理	上郡駅前地区	上郡町A=9.7ha
土地区画整理	竹万地区	上郡町A=23.2ha
土地区画整理	浜市地区	赤穂市A=22.4ha
市街地再開発	相生駅前地区Aブロック	相生市A=0.5ha

(6) 都市防災に関する整備の指針

おおむね10年以内に整備を予定している主な防災施設は次のとおりとする。

【中播都市計画区域】

事業種別	名称	箇所
砂防	万竹竜谷川	姫路市林田町山田
砂防	北脇川	姫路市大塩町
砂防	西谷川（西治川）	福崎町西治
砂防	田口谷川	福崎町田口
砂防	森谷川	香寺町須加院
砂防	練金池谷川	香寺町須加院
砂防	西山川	新宮町宮内
急傾斜	岡町（２）地区	姫路市岡町
急傾斜	丁地区	姫路市勝原区丁
急傾斜	城見台（２）地区	姫路市城見台
急傾斜	飾西地区	姫路市飾西
急傾斜	則直地区	姫路市広畑区則直
急傾斜	和久地区	姫路市和久
急傾斜	岡町（１）地区	姫路市岡町
急傾斜	下霞城	龍野市龍野町下霞城
急傾斜	下霞城地区	龍野市龍野町下霞城～日山
急傾斜	片山地区	龍野市龍野町片山
急傾斜	新舞子	御津町黒崎

【西播都市計画区域】

事業種別	名称	箇所
砂防	片山川	赤穂市東有年
砂防	神保谷川	赤穂市大津
砂防	那波大谷（１）川	相生市那波本町
砂防	那波大谷（２）川	相生市那波本町
砂防	入野川	相生市若狭野町入野
砂防	塩屋（２）川	赤穂市塩屋
砂防	木生谷川	赤穂市木生谷
砂防	星尾川	上郡町尾長谷
砂防	山野里川	上郡町山野里
急傾斜	上高谷	赤穂市坂越
急傾斜	井上	上郡町井上
急傾斜	相生（１）	相生市相生
急傾斜	佐方（２）	相生市佐方
急傾斜	旭（３）	相生市旭
急傾斜	大枝	上郡町大枝

【山崎都市計画区域】

事業種別	名称	箇所
------	----	----

【主な意見等】

委員から、山陽姫路駅の地下化、ごみ処理施設の住民合意、空港に関する記述、金出地ダムについて質問・意見があった。

【採決の結果】

第1～4号議案:原案どおり可決

.....

第5号議案:中播都市計画区域区分の変更

【議案の説明】

本都市計画区域は、昭和46年に当初の区域区分の決定を行い、これまで昭和55年、昭和60年、平成3年及び平成10年に全体見直しを行った。

その後の社会経済情勢の変化、21世紀兵庫長期ビジョンの策定などを踏まえ、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、第5回の全体見直しを行う。

市街化区域への編入は「既に市街地を形成している区域」または「開発計画等による計画的な市街地整備が確実に行われる区域」とし、「市街化調整区域内で計画的な整備、開発の見通しのある区域で土地需要の高まりが著しい区域」については、条件が整った時点で随時市街化区域に編入する。

今回の線引き見直しでは、公有水面埋立事業が概成した中島埠頭地区の約30ha、また、龍野市により既に工業団地が整備されている龍野企業団地地区の約23ha等を市街化区域に編入するものである。

〔面積〕	中播都市計画区域	約 51,226 ha
	現行市街化区域	約 12,986 ha
	今回追加面積(11箇所)	約 70 ha
	境界調整(10箇所)	
	変更後市街化区域	約 13,054 ha

【採決の結果】

原案どおり可決

.....

第6号議案:西播都市計画区域区分の変更

第7号議案:西播都市計画道路の変更(3.2.21号新田坂越線ほか1路線の変更)

第8号議案:西播都市計画緑地の変更(2号千種川河川敷緑地の変更)

第6～8号議案は関連案件のため一括審議

【議案の説明】

[西播都市計画区域区分の変更]

本都市計画区域は、昭和46年に当初の区域区分の決定を行い、これまで昭和55年、昭和60年、平成3年及び平成10年に全体見直しを行った。

その後の社会経済情勢の変化、21世紀兵庫長期ビジョンの策定などを踏まえ、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、第5回の全体見直しを行う。

市街化区域への編入は「既に市街地を形成している区域」または「開発計画等による計画的な市街地整備が確実に行われる区域」とし、「市街化調整区域内で計画的な整備、開発の見通しのある区域で土地需要の高まりが著しい区域」については、条件が整った時点で随時市街化区域に編入する。

今回の線引き見直しでは、土地区画整理事業により計画的な市街地整備が確実にとなった浜市地区の約15haを市街化区域に編入するものである。

〔面積〕	西播都市計画区域	約 27,098 ha
	現行市街化区域	約 2,505 ha
	今回追加面積（1箇所）	約 15 ha
	境界調整（3箇所）	
	変更後市街化区域	約 2,520 ha

[西播都市計画道路の変更(3.2.21号新田坂越線ほか1路線の変更)]

都市計画道路新田坂越線は、国道250号のバイパスとしての役割を担うとともに、一部区間において国道250号となる路線であり、赤穂市の南部と中部や北部を結ぶ主要な幹線街路である。

現在、坂越橋周辺では慢性的な渋滞が起こっており、その解消・緩和を図るため、本路線の終点部付近の一部区間を含む道路の整備が計画されている。

今回、終点部付近において、浜市区画整理事業が計画され、浜市地区が新たに市街化区域に編入されることに併せ、広域交流軸のネットワーク強化を図るため、整備予定の道路計画に合わせ、千種川左岸の交差点に終点を変更し延長を追加するとともに、線形及び区域の変更を行う。また、これらの変更に伴い、代表幅員を33mから30mに変更をする。

都市計画道路坂越橋線は、新田坂越線との交差点部付近において、一部区域の変更を行う。

[概要]

3.2.21号	新田坂越線	幅員30m(4車線)	延長約8,750m
3.5.156号	坂越橋線	幅員15m(2車線)	延長約310m

[西播都市計画緑地の変更(2号千種川河川敷緑地の変更)]

千種川河川敷緑地は、千種川の自然環境・景観資源を保全するとともに、地域住民に憩い、運動等の多様なレクリエーションの場とすることを目的とし、河口部の新赤穂大橋から山陽自動車道千種川橋に至る区域が都市計画決定されている。

今回、河川に隣接する都市計画道路新田坂越線、一般県道周世尾崎線等の道路計画にあわせ、区域の一部を変更するとともに、山陽自動車道千種川橋から一般県道高雄有年横尾線高雄橋に至る区域を追加する。

[概 要]

2号千種川河川敷緑地 面積 約222.2ha(増約40.8ha)

【採決の結果】

第6～8号議案:原案どおり可決

第9号議案：中播都市計画都市再開発の方針の変更

【議案の説明】

1 見直しにあたっての経緯等

- ・ 改正都計法により、いままで「整備、開発又は保全の方針」の中に記載されていた都市再開発方針が、別に都市計画として定められることとされた(法7条の2)。
- ・ 改正都市再開発法附則に、「整開保に記載されていた都市再開発方針の部分を改正法による都市再開発の方針と見なす」旨の規定が置かれているが、県都計審の答申に従い必要な見直しを行い、新たな都市計画として定める。
- ・ 見直し時期については、附則のとおり法的に期限が切られているものではないが、都市マスの決定にあわせて行う。

2 制度の趣旨

市街地の計画的な再開発に関して、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、人口集中の特に著しい大都市を含む都市計画区域やそれ以外の都市計画区域において以下の方針を定める。

- (1) 計画的な再開発が必要な市街地に係る、再開発の目標並びに当該市街地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針
- (2) これらの市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発をすべき相当規模の地区及び当該地区の整備又は開発の計画の概要

3 都市再開発の方針の策定(見直し)方針

今回の策定(見直し)については、現在策定済みの都計区域を対象に、事業の進捗や社会状況の変化等を踏まえた区域の追加変更等を行う。

(1) 策定内容

現在と同様に、以下の内容（地区等）を定める。

地区等名	地区の概念	定める内容
計画的な再開発が必要な市街地	計画的な再開発が必要な市街地	<ul style="list-style-type: none"> ・概ねの位置 ・再開発の目標 ・土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新等に関する方針
特に整備効果が大きいと予想される地域（戦略的地区）	当該地区の再開発が「計画的な再開発が必要な市街地」の再開発の目標及び実現を図るうえで、効果が特に大きいと予想される地区	<ul style="list-style-type: none"> ・概ねの位置
特に整備課題の集中が見られる地域（要整備地区）	整備課題の集中が見られる地区	<ul style="list-style-type: none"> ・概ねの位置
特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区（2項地区）	特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区（事業実施の具体性があるもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・区域 ・整備の主たる目標 ・整備又は開発の計画の概要

(2) 各地区等の選定

「計画的な再開発が必要な市街地」の選定

ア 原則として、現行方針と同様に当初の線引き（市街化区域と市街化調整区域の区分）のベースとなった昭和45年国勢調査における人口集中地区（DID）を基本とし、計画的な再開発が必要な一団の市街地を選定する。

45DID をベースとするのは、それ以降に人口集中（市街化）したエリアについては、都市計画法の開発許可等の規定により、一定の制限のもとで計画的に街づくりが行われてきているためである。しかし、計画的な街づくりがなされたところ（開発団地等）であっても、社会情勢やライフスタイルの変化等により、土地利用転換等の再開発（再整備）が必要とされる場合もあり得る。従って、45DID をベースとしつつ、必要な場合はそれ以外のエリアも指定する。

イ 概ねの位置を示すこととするが、原則として、道路、鉄軌道、河川等明確な地形、地物により行う。

「特に整備効果が大きいと予想される地域（戦略的地区）」の選定

ア 戦略的地区は、鉄道主要駅周辺等、都市構造上、拠点形成すべき位置にあり、当該地区の再開発の事業効果、波及効果が大きいと予想される地区を選定する。

イ 概ねの位置を示し、必ずしも地形地物、幅取り等の方法によらない。

「特に整備課題の集中が見られる地域（要整備地区）」の選定

ア 要整備地区は、戦略的地区以外で公共公益施設の整備状況、土地利用及び建物現況等、市街地の現況診断により、住工混在、老朽住宅の密集、公共施設の不足、身近な商業施設の減少などの整備課題の集中が見られる地区を選定する。

イ 概ねの位置を示し、必ずしも地形地物、幅取り等の方法によらない。

「特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区（2項地区）」の選定

ア 「戦略的地区」及び「要整備地区」として選定された地区のうち、原則として、面的な整備事業実施の具体性がある地区を選定する。なお、当該地区内で行われることとなる市街地再開発事業、土地区画整理事業、住宅地区改良事業等の面的整備事業と都市施設の整備等の整合に十分配慮する。

イ 2項地区として最終的に選定された地区は、「戦略的地区」及び「要整備地区」から除外する。

ウ 2項地区の範囲は、事業実施地区と周辺地域との一体的なまちづくりに配慮して、原則として、公共施設等により区画された適正な街区群となるよう選定し、区域を明示する。

4 計画の概要

(1) 「計画的な再開発が必要な市街地」、「2項地区」の面積等の変更については、以下のとおり。

	計画的な再開発が必要な市街地	2項地区
現行	17地域 4,767.2ha	12地区 476.4ha
今回案	17地域 5,232.0ha	12地区 364.8ha

(2) 「計画的な再開発が必要な市街地」、「2項地区」で新規又は区域の拡大をとまなうものは、以下のとおり（面積精査によるものは除く）

計画的な再開発が必要な市街地

（新規地域）

A-8	広畑臨海部	大規模企業遊休地を環境リサイクル特区として活用する区域
-----	-------	-----------------------------

（区域拡大地域）

A-9	山電網干周辺	姫路市西部の副核として一体的な地域である南部地域を区域に含める
-----	--------	---------------------------------

2項地区

（新規地区）

A-4-3	姫路駅南西	土地区画整理事業区域を新規指定
-------	-------	-----------------

【主な意見等】

委員から、広畑臨海部の再開発について質問があった。

【採決の結果】

原案どおり可決

.....

第10号議案：中播都市計画防災街区の整備の方針の変更

【議案の説明】

1 見直しにあたっての経緯等

- ・ 改正都計法により、いままで「整備、開発又は保全の方針」の中に記載されていた防災再開発方針が、別に都市計画として定めることとされた（法7条の2）。
- ・ 改正密集法附則に「整開保に記載されていた防災再開発方針の部分を改正法による防災再開発の方針と見なす」旨の規定が置かれているが、県都計審の答申に従い必要な見直しを行い、新たな都市計画として定める。
- ・ 見直し時期については、附則のとおり法的に期限が切られているものでないが、都市マスの決定にあわせて行う。
- ・ 公聴会までの手続きでは、「防災再開発の方針」という名称で進めてきたが、密集法の改正（12月19日施行）により、名称が「防災街区の整備の方針」に変更された。

2 制度の趣旨

密集市街地について、計画的な再開発による防災街区の整備を促進するため、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区及び当該地区の整備又は開発の計画の概要を明らかにする。

3 防災街区の整備の方針の策定（見直し）方針

今回の策定（見直し）については、事業の進捗や住民のまちづくり意識の変化（合意状況）等を踏まえた区域の追加等を行う。

（1）策定内容

現在と同様に「防災再開発促進地区」を定めるとともに、「課題地域」を新たに位置づける。

地区等名	地区の概念	定める内容
防災再開発促進地区	防災街区としての整備を図るため、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区（事業実施の具体性があり、住民のまちづくりへの参画が得ら	・ 区域 ・ 再開発、整備等の主たる目標 ・ 防災街区の整備に関する基本的方針その他土地利用計画の概要

	れるもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備方針 ・建築物の更新の方針
課題地域	防災再開発促進地区に次いで、優先的に地域住民に対して防災知識の普及や防災意識の高揚を図り、協働で防災性の向上に努める必要がある地域	<ul style="list-style-type: none"> ・概ねの位置 ・整備課題の概要

(2) 各地区等の選定

防災再開発促進地区の選定

- ア H10年の当初選定作業時に、建物倒壊危険度、火災延焼危険度等の指標を用いて「災害危険度の高い密集市街地」を抽出済み。候補地のうち、事業の実施状況、住民の防災まちづくりへの意識等を勘案して地区を選定する。
- イ 既に整備を終えた地区については、削除又は区域を縮小する。

課題地域の選定

- ア 候補地のうち、防災再開発促進地区として指定するまでには至らないが、密集市街地としての課題を持ち、今後、優先的に課題の解決に向けて地区住民の合意形成等を図りながら密集市街地の整備、改善に努める必要がある地域を選定する。
- イ 概ねの位置と整備課題の概要を示す。

4 計画の概要

(1) 防災再開発促進地区、課題地域の面積等の変更については、以下のとおり。

	防災再開発促進地区	課題地域
現行	1地区 3.0ha	(概念なし)
今回案	2地区 23.0ha	7地域

(2) 防災再開発促進地区で新規又は区域拡大を伴うものは、以下のとおり。

(新規地区)

B-1	福崎駅前地区
-----	--------

【採決の結果】

原案どおり可決

第11号議案: 西播都市計画防災街区の整備の方針の変更

【議案の説明】

1 見直しにあたっての経緯等

- ・ 改正都計法により、いままで「整備、開発又は保全の方針」の中に記載されていた防災再開発方針が、別に都市計画として定めることとされた（法7条の2）。
- ・ 改正密集法附則に「整開保に記載されていた防災再開発方針の部分を改正法による防災再開発の方針と見なす」旨の規定が置かれているが、県都計審の答申に従い必要な見直しを行い、新たな都市計画として定める。
- ・ 見直し時期については、附則のとおり法的に期限が切られているものでないが、都市マスの決定にあわせて行う。
- ・ 公聴会までの手続きでは、「防災再開発の方針」という名称で進めてきたが、密集法の改正（12月19日施行）により、名称が「防災街区の整備の方針」に変更された。

2 制度の趣旨

密集市街地について、計画的な再開発による防災街区の整備を促進するため、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区及び当該地区の整備又は開発の計画の概要を明らかにする。

3 防災街区の整備の方針の策定（見直し）方針

今回の策定（見直し）については、事業の進捗や住民のまちづくり意識の変化（合意状況）等を踏まえた区域の追加等を行う。

（1）策定内容

現在と同様に「防災再開発促進地区」を定めるとともに、「課題地域」を新たに位置づける。

地区等名	地区の概念	定める内容
防災再開発促進地区	防災街区としての整備を図るため、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区（事業実施の具体性があり、住民のまちづくりへの参画が得られるもの）	・ 区域 ・ 再開発、整備等の主たる目標 ・ 防災街区の整備に関する基本的方針その他土地利用計画の概要 ・ 都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備方針 ・ 建築物の更新の方針
課題地域	防災再開発促進地区に次いで、優先的に地域住民に対して防災知識の普及や防災意識の高揚を図り、協働で防災性の向上に努める必要がある地域	・ 概ねの位置 ・ 整備課題の概要

（3）各地区等の選定

防災再開発促進地区の選定

ア H10年の当初選定作業時に、建物倒壊危険度、火災延焼危険度等の指標を用いて

「災害危険度の高い密集市街地」を抽出済み。候補地のうち、事業の実施状況、住民の防災まちづくりへの意識等を勘案して地区を選定する。

イ 既に整備を終えた地区については、削除又は区域を縮小する。

課題地域の選定

ア 候補地のうち、防災再開発促進地区として指定するまでには至らないが、密集市街地としての課題を持ち、今後、優先的に課題の解決に向けて地区住民の合意形成等を図りながら密集市街地の整備、改善に努める必要がある地域を選定する。

イ 概ねの位置と整備課題の概要を示す。

4 計画の概要

(1) 防災再開発促進地区、課題地域の面積等の変更については、以下のとおり。

	防災再開発促進地区	課題地域
現行	2地区 31.4ha	(概念なし)
今回案	3地区 46.6ha	4地域

(2) 防災再開発促進地区で新規又は区域拡大を伴うものは、以下のとおり。

(新規地区)

B-2	塩屋地区
-----	------

【採決の結果】

原案どおり可決

第12号議案：市島都市計画区域の指定

第13号議案：市島都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定

第12・13号議案は関連案件のため一括審議

【議案の説明】

[市島都市計画区域の指定]

氷上郡市島町は、近年の交通網の整備により、住宅の建設や宅地開発が増加傾向を示しており、沿道の土地利用の誘導、都市基盤の整備などの方向性を示す必要性が生じている。

このため、町全域を都市計画区域に指定し、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図ろうとするものである。

〔概要〕

市島都市計画区域の指定

市島町域面積	約 7,715 ha
市島都市計画区域面積	約 7,715 ha

[市島都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定]

1 基本的事項

市島都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「都市計画区域マスタープラン」という）は、地域の発展の方向や人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、長期的視野に立った市島都市計画区域の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての道筋を明らかにするものである。

(1) 基本的役割

丹波地域では、昭和63年、県民自らの提案により丹波の地域づくりの理念として「丹波の森宣言」が、また、この理念を実現する地域づくりの指針として、平成元年には「丹波の森構想」が策定された。

この構想は、丹波全域を「丹波の森」と位置付け、地域住民のエネルギーを結集して、自然や伝統文化など丹波の特性を生かした地域づくりを、丹波の森づくりとして進めようとするもので、以来、県民と行政が一体となって人と自然・文化・産業が調和した地域づくりに取り組んできた。

そして、10年以上にわたる丹波の森構想への取り組みの成果と課題を踏まえ、平成13年2月には、21世紀初頭の丹波の将来像やその実現方策をまとめた、丹波の夢ビジョン「みんなで丹波の森」（以下「地域ビジョン」という。）を県民が中心となって、策定した。

さらに、この地域ビジョンの実現を図るため、平成14年3月には、「参画と協働」のもとに、県民と行政が主体的に取り組むべき具体的な行動・事業を、丹波地域ビジョン推進プログラムとしてまとめたところである。

都市計画区域マスタープランは、以上の地域づくりに関する総合的な計画を踏まえながら、その分野別計画のひとつとして、本区域における都市計画に関する基本的な方向性ととも、主要な都市計画の決定方針等を示すものである。

なお、丹波地域では、都市計画法と緑豊かな地域環境の形成に関する条例（以下「緑条例」という）、景観の形成等に関する条例（以下「景観条例」という）等を一体的・体系的に運用することとしているため、その内容も含めて記述している。

(2) 策定区域

対象区域は市島都市計画区域とし、構成市町等を次のとおりとする。

都市計画区域名	構成市町名	都市計画区域	人口(人) [H12]
市島都市計画区域	市島町	行政区域全域	10,200

なお、個々の都市計画区域を丹波地域全体の中でとらえる必要があること、地理的・社会的連続性から同時にとらえる必要があることから、丹波地域、市町としては、すなわち篠山市及び氷上郡6町（柏原町、氷上町、青垣町、春日町、山南町、市島町）、都市計画区域としては、

篠山都市計画区域、柏原都市計画区域、氷上都市計画区域、春日都市計画区域、市島都市計画区域を本都市計画区域マスタープランの策定関連区域として位置付ける。

(3) 目標年次

平成12年（2000年）を基準として概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、目標年次を平成22年（2010年）とした概ね今後10年間の都市計画の基本的方向を定めるものとする。

2 課題と目標

(1) 背景と経緯

ア 自然的成り立ち

丹波地域は、標高962mの粟鹿山（青垣町）を最高峰とし、標高500～800m余の山稜で囲まれた地域である。地域の75%を占める山地は、古世層の丹波層群と中世層の篠山層群、生野・有馬層群で構成されている。これらの山地の谷あいには広がる平地は、新生層の沖積層であり、佐治川と竹田川が流れる氷上低地（標高80m～100m）と、篠山川が流れる篠山盆地（標高約200m）に大別できる。気候は内陸盆地型で、昼夜の温度差が大きく、霧の発生が多いのが特徴である。

このように、丹波では、小さな山々の連なりと、その山並みに囲まれて長く続く谷底平野や盆地が風景の骨格を形成しており、地域を象徴するような際立った地形や地物はないものの、山々に囲まれた農地、まちや集落、木々の緑などの要素が微妙なバランスを保って調和していることが地域の特徴となっている。

イ 歴史的成り立ち

丹波地域は、大和への大陸文化の伝承ルート（古代の山陰道）にあり、肥沃な堆積地に開けた条里の田園地帯が早くから開けていた。中世には、地形的条件で分割される流域等の区域ごとに荘園領域が形成され、入会権や祭祀組織といった集落相互の社会的結び付きを通して、近代までその区域が継承されている。

その後、近代に至るまで、京文化の影響を受けて独自の文化をはぐくみ、その文化を背景に、粟、大豆、茶、まつたけ、丹波牛、丹波立杭焼、丹波布及び稲畑人形といった高い品質を誇り、都や上方で名声を得ている多くの特産ブランドが生み出された。また、加古川の水運が開かれ、瀬戸内へは米や木材が運び出され、丹波へは塩が、運ばれてきた。

江戸時代には、現在の氷上郡は、外様大名である織田家のほか23の旗本に小領分拠されたが、現在の篠山市は、ほぼ全域が譜代大名の篠山藩領であった。

明治9年、現在の氷上郡、篠山市は兵庫県に編入され、京都よりも阪神地域の産業・文化の影響を強く受けるようになった。現在、丹波の森構想に基づき、丹波の自然、文化等を生かした地域整備が模索されている。

【本都市計画区域】

市島町は、明治22年の5村（竹田村、前山村、吉見村、鴨庄村、美和村）から、昭和30年のいわゆる「昭和の大合併」により発足したものである。

都市計画区域については、平成16年5月（予定）に市島都市計画区域が指定された。

ウ 人口の動向

丹波地域の人口は平成12年の国勢調査によると、約12万人であり、県全体約555万人の約2.2%を占めている。戦後、昭和25年に14万5千人のピークがあり、昭和55年以降ほぼ横ばいの状況が続いている。

市町別に見ると平成7年から平成12年まででは篠山市、柏原町及び氷上町で増加となっている。また、世帯数はほとんどの市町で伸びており、世帯分離が進んでいることが分かる。

丹波地域の人口と世帯数の伸び率

市町名	人 口 (人)			一般世帯数 (世帯)		
	平成7年	平成12年	伸び率 (H12/H7)	平成7年	平成12年	伸び率 (H12/H7)
篠山市	44,752	46,325	1.04	13,130	14,498	1.10
柏原町	9,793	9,947	1.02	3,223	3,474	1.08
氷上町	19,021	19,299	1.01	5,150	5,475	1.06
春日町	12,963	12,390	0.96	3,575	3,628	1.01
青垣町	7,957	7,401	0.93	2,180	2,170	1.00
市島町	10,270	10,172	0.99	2,936	3,062	1.04
山南町	13,984	13,653	0.98	3,864	3,902	1.01
合 計	118,740	119,187	1.00	34,058	36,209	1.06

資料) 国勢調査

エ 産業の動向

丹波地域の純生産額(平成10年度)は約3,049億円であり、県全体の約2.1%を占めている。産業別の割合は、第1次2.7%、第2次36.6%、第3次65.6%となっている。全県の中では、第1次産業の割合が高い地域であるが、サービス業などの第3次産業の比率が高まりつつある。

丹波地域の純生産額

区 分	平成5年度				平成10年度			
	純生産額 (億円)	第1次 (%)	第2次 (%)	第3次 (%)	純生産額 (億円)	第1次 (%)	第2次 (%)	第3次 (%)
丹波地域	3,007	3.4	42.0	58.6	3,049	2.7	36.6	65.6
全 県	150,084	1.0	36.8	66.3	145,720	0.8	34.8	69.3
全県に対する割合	2.0%	7.2%	2.3%	1.8%	2.1%	7.6%	2.2%	2.0%

資料：県統計課「市町民経済計算」

【本都市計画区域】

市島町の平成12年の就業構造は、第1次産業10.9%、第2次産業41.4%、第3次産業46.9%であり、平成7年の割合と比較すると、第1次産業が減り、第2次、第3次産業が増加している。

農業については、平成7年から12年にかけて農家数、耕地面積は減少している。

工業については、平成7年から13年にかけて従業者数、製造品出荷額等は増加している。

また、商業は、平成6年から11年にかけて、商店数は横ばい、従業者数は増加、年間販売額は減少となっている。

(2) 都市計画の課題

ア 地域の課題

平成13年2月に策定された地域ビジョンでは、地域の課題を次のように整理している。

<丹波地域ビジョン「みんなで丹波の森」に示された地域の課題>

自然環境の保全

丹波地域は3大河川の最上流にある。水源を涵養し、地域の文化をはぐくんできた丹波の森林が今、手入れが行き届かず、荒廃の危機に瀕し、丹波人のみならず、地域外の人々の協力や支援による保全が迫られている。

地域の活性化

空店舗の増加、工場誘致の頭打ちなどに見られるように地域の活力の低下が懸念されており、活性化が求められている。

若者の定着

丹波で生まれ、育った若者にとって、働く場や選択できる職業の種類が少ないことにより、地域での就職や都会に出ていった人が帰ってくるのが困難な状況が続いている。新しいなりわい、働く場の創造による若者の定着が待たれている。

農林業の後継者育成

耕作放棄田、施業放棄林などの増加や担い手不足、担い手の高齢化の問題も顕在化しており、後継者の育成・定着が急がれている。

自然と調和のとれた街づくり

丹波らしい景観の保全や自然と調和のとれた開発のあり方やルールづくりの必要性が提起されている。

互助精神の向上

隣近所や地域で助け合い、支え合ってきた互助の精神が、生活が豊かになり、価値観が多様化する中で、薄れつつあるのではないかと危惧されており、多世代が支え合う地域づくりが望まれている。

その他

- ・丹波人が丹波の自然の素晴らしさを知る必要がある。
- ・地域が子どもをはぐくむ力を強化しなければならない。
- ・女性が安心して子どもを産み育てられる環境づくりが望まれている。
- ・高齢者、障害者、外国人住民などがいきいきと安心して暮らせるまちづくりが必要。

イ 都市計画の課題

これらの地域の課題を都市計画はどう受け止めるのか、都市計画として何ができるのか、という視点で捉え直し、丹波地域の都市計画の課題を次のとおり設定する。

(ア) 丹波らしい地域環境の喪失

水と文化を守り育ててきた丹波の森林や農地が荒廃の危機に瀕している。また、交通基盤の整備は京阪神地域との時間距離を大幅に短縮した反面、核家族化や生活様式の変化も相まって無秩序な土地利用の転換が進み、都市地域との交流促進や活力ある地域づくりのために最も重要な前提条件である「丹波らしい地域環境」が損なわれつつある。

(イ) 交流による地域の活性化と安全安心な生活環境の確保

若者の都会への流出、工場誘致の頭打ちなどに見られるように地域の活力の低下が懸念されている。地域を活性化させるためには、食料供給に加え、自然環境の保全、水源の涵養や保健休養・やすらぎといった農山村が持つ多面的機能を十分に発揮し、地域内、地域間の連携強化による新しい産業の創造等を工夫することが求められている。

また、丹波に住み続けたい、丹波に帰りたい、丹波に住みたいと考える人々を増やすためには、快適で安全安心に暮らせるような生活環境の確保が求められている。

(ウ) 中心市街地の衰退と市街地のスプロール

丹波各地には、かつて城下町、宿場町、街道村であった中心市街地があるが、いずれも郊外型店舗の進出による商店街の活力の低下が見られ、歴史的町並みや建築物が失われつつある。その一方で、郊外型店舗や住宅地等の開発による無秩序な市街地のスプロールも各地で見受けられる。

地域の活性化、若者の定着、交流の促進等の地域課題に対応するためには、こうした地区の整備戦略を明確にする必要がある。

(I) 地域住民の参画と協働

丹波地域における都市計画の主な課題は以上の3点であるが、この他にも、安心して子どもを産み育てられる環境づくりや高齢者、障害者、外国人住民などがいきいきと安心して暮らせるまちづくりが望まれている。こうした地域づくりを進めるためには、地域住民の参画と協働が不可欠である。

(3) 都市計画の目標

ア 地域の将来像

地域ビジョンでは、「共有したい地域の将来像」として、次の5つの将来像を描いている。

<丹波地域ビジョン「みんなで丹波の森」に示された地域の将来像>

都会に近い田舎

都会に近く、豊かな自然の中で暮らしていける丹波で、地域内外と活発に交流が行われている。

多世代が支え合う豊かなコミュニティ

子ども・若者から高齢者まで各世代の男女、障害者、外国人住民などみんなが参加し、支え合い、助け合うところ豊かなコミュニティがある。

丹波のことは自分たちで決める仕組み

自分たちの地域のことは、みんなで話し合い、考え、決定し、行動する丹波らしいルールがある。

幅広い働き方・いろいろな職種・手ごたえを感じる社会活動

丹波の自然の恵みや伝統、文化、魅力を生かして農林業や商工業のネットワークを広げることにより、いろいろな仕事や働き方が選べ、活発な社会活動ができる。

無意識のうちにつくられているバリアがない社会

思わぬうちにつくってしまっているバリア（だれもが安心して暮らしていくことを妨げる物理的・心理的障壁）がない社会を築き、心穏やかに安心して暮らせる。

イ 都市計画の理念

これらの将来像と前述の都市計画の課題から、丹波地域の都市計画の基本理念と基本目標を次のとおり設定する。

(ア) 基本理念

丹波地域では、「豊かな森と田園に囲まれて魅力的な市街地や集落が立地し、森の市民が活発に交流しながら安心して暮らしている」地域の実現を目指す。

こうした基本的なイメージのもと、「地域づくり・まちづくりについて地域住民と行政がともに考え、具体的な将来像を共有し、協力して計画をつくり、それぞれに責任を持って取り組んでいくことで、誰もがいきいきと働き、安心して暮らせる地域をつくること」を都市計画の基本理念とする。

なお、地域づくりの実現にあたっては、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康的で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図る。

(イ) 基本目標

a 丹波らしさの保全と創出

森林と農地と河川、建物と道路、歴史と産業と文化、そして豊かな緑が織りなす丹波らしい地域環境を保全し、あるいは創出していくためのルールづくりを行う。

b 交流と安全安心のための社会基盤等の整備

地域内外の交流の促進と安全で安心して暮らせる生活環境の確保を目指して、道路、河川等の社会基盤施設の整備を進めるとともに、交流拠点や防災拠点となる施設の整備を進める。

c 魅力ある「まち」の整備

歴史的な町並みを生かしながら既成市街地の再生を進めるとともに、コンパクトで都市的機能が充実した市街地をつくる。

d 参画と協働の仕組みづくり

地域づくりを効率的、効果的に行うために参画と協働の仕組みづくりを行い、地域住民の意識と行動で丹波らしさを守り、丹波らしい地域を創っていく。

ウ 人口及び産業等の将来見通し

(ア) 人口

本都市計画区域の将来（平成22年）におけるおおむねの人口を次のとおり設定する。

	平成12年	平成22年
都市計画区域人口	10千人	概ね11千人

(イ) 産業

丹波地域の就業構造の特徴は、第1次産業の割合が全県に比較して高いことにある。目標年次においても、第1次産業は、全県の割合よりも高い値を維持すると考えられる。

また、第1次、第2次及び第3次の産業別の就業構造は、第1次産業は減少、第2次産業は微減、第3次産業は増加と、第3次産業へシフトする傾向を示すと考えられる。

エ 都市構造、主要な都市機能の配置の方針

丹波地域は加古川（佐治川、篠山川）、由良川及び武庫川の最上流域にある。丹波の空間領域は、これらの河川の本川沿いの比較的広がりのある低地や盆地と、その本川を軸として葡萄の房のようにつながる支流域で構成されている。

都市的機能は川沿いの低地や盆地に集積しており、氷上郡の各町役場の所在地（6箇所）と、篠山市の市役所及び各支所の所在地（6箇所）をもって都市核と見なすことができる。そして、丹波地域では、川筋はまた道筋ともなっており、峠を挟んで向かい合った川筋と川筋を連絡するかたち（峠越え）で道路網が発達している。

このように、丹波地域は、その地形的制約から、独立した小規模な支流域が寄り集まった圏域構成を持ち、本川近くに都市核が位置し、川筋を都市軸とする地域構造を有している地域と見ることができる。なお、現時点では、氷上郡の中心都市は柏原町（主核）と氷上町（副核）、篠山市の中心都市は旧篠山町（主核）と旧丹南町（副核）である。また、主要な都市軸は、国道175号に沿った川筋、国道176号から主要地方道青垣柏原線に沿った川筋であり、この二つの軸の交点に位置するのが、日本一低い中央分水界（谷中分水界）として有名な「水分れ」である。

丹波地域においては、これからもこの都市構造が大きく変化することはないと考えられるため、主要な都市機能は今後とも現在の都市核が担うこととなる。これらの都市においては、その特性に応じて、商業業務・サービス機能、交通ターミナル機能、居住機能等の都市機能の充実を図っていく。地域の骨格を形成する都市軸としては、舞鶴若狭自動車道、北近畿豊岡自動車道、東播丹波連絡道路と都市核を相互に結んでいる国道、県道等を位置付け、その整備を図っていく。

また、丹波の森公苑、丹波年輪の里、丹波並木道中央公園、県立陶芸館（仮称）等を緑豊かな自然的環境を生かした「交流拠点」と位置付け、その適切な整備を図っていく。

【本都市計画区域】

(ア) 拠点

- ・都市拠点：吉見地区、竹田地区を市島町の都市拠点と位置づけ、商業業務機能、工業機能、交通ターミナル機能、居住機能等の都市機能の充実を図る。
- ・交流拠点：スポーツピアいちじま、エルムいちじま、大杉ダム自然公園オートキャンプ場、山の家神池寺会館、ライフピアいちじま、三ツ塚史跡公園、スカイスポーツアイランド市島等を交流拠点と位置づけ、レクリエーション機能や交流機能の充実を図る。

(イ) 軸

- ・広域連携軸：舞鶴若狭自動車道及びＪＲ福知山線を広域連携軸と位置づけ、京阪神方面等との連携強化を図る。
- ・都市間連携軸：国道175号を都市間連携軸と位置づけ、隣接市町との連携強化を図る。

3 区域区分の有無

丹波地域のように、土地利用の大半を農村的な自然的土地利用が占め、地域面積に比して人口が少なく、小規模な都市的土地利用が各地に分散している地域では、都市計画としての区域区分に基づく土地利用規制を行うよりも、それぞれの地域の実情に応じて、より緩やかな土地利用誘導を行うのが適当であると考えます。このため、本都市計画区域では都市計画としての区域区分を定めません。

4 基本的方針

(1) 土地利用に関する方針

ア 基本方針

丹波地域では、緑条例に基づき、地域を4つの区域（まちの区域、さとの区域、森を生かす区域、森を守る区域）に区分し、それぞれの区域ごとに緑化基準等を設定して、良好な開発の誘導を図ってきたところである。

しかし、ＪＲ福知山線の複線化や舞鶴若狭自動車道、国道バイパスといった社会基盤の整備を背景に、地域によっては無秩序な開発（市街地のスプロール）が進行しており、このままでは、都市機能の集積した魅力的な市街地の形成や効率的な都市基盤整備が困難になることはもとより、丹波らしい田園風景や地域環境の喪失が懸念される。

このため、次のとおり緑条例に基づく土地利用区分（ゾーニング）を見直し、それぞれの区域にふさわしい土地利用誘導を行っていく。

- ・都市的土地利用の現状と今後の動向を踏まえ、区域内の農用地等を尊重しながら、複合型市街地として適切に開発を誘導していく区域を「まちの区域」に指定し、住・商・工の用途地域を指定するなど計画的に良好な市街地の形成を図る。
- ・集落と農地が一体となって形成している良好な田園環境を保全する農住地の区域を「さとの区域」に指定し、農業振興地域整備計画等と協調して開発の規制誘導を図る。
- ・森との語らいの場を誘導する区域を「森を生かす区域」に指定し、森林の保全を考慮しつつレクリエーション施設や交流施設の整備を図る。

- ・地域環境、風景を形づくる森林の区域を「森を守る区域」に指定し、原則として開発を禁止する。
- ・かつての城下町、宿場町等の区域であって、その歴史的町並みや文化的資源を活用したまちづくりを進める区域を「歴史的な町の区域」に指定する。

イ 主要な都市的用途の配置方針

「まちの区域」「歴史的な町の区域」は、都市的土地利用を図る区域として位置付けられる。この区域における土地利用の詳細計画として、市町等は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、必要に応じて、都市的用途（商業業務地、工業地、住宅地等）の配置計画を定めることとする。

また、その他の区域においても、市町等は、必要に応じて、土地利用の詳細計画を定めることができることとし、住民と行政がめざすまちづくりの明確化を図るものとする。

【本都市計画区域】

吉見地区では、町役場、既存商店等の既存商業業務機能の活用や再整備を図りながら良好な住宅市街地の形成を推進することとし、現在の土地利用状況を前提として、今後の土地利用を明確にした上で、用途地域（商業業務地、住宅地等）等の指定を検討する。

竹田地区では、商業業務機能の充実及び集積を図るとともに、良好な住宅市街地の形成を図ることとし、新しい拠点形成に向けて今後の土地利用を明確にした上で、用途地域（商業業務地、住宅地）等の指定を検討する。

下友政、上垣の工業導入地区は、若年層の雇用確保と定住促進を図る工業機能の整備を進め、用途地域（工業地）等の指定を検討する。

(2) 自然的環境に関する方針

ア 基本方針

緑条例の土地利用区分等に基づき、保全する森林、樹林地等の区域や位置を明確にして、県民と行政がその情報を共有し、協力して、丹波らしい地域環境を守っていく。

イ 主要な緑地の配置、整備の方針

丹波地域における森林（森を守る区域及び森を生かす区域）は、地域を取り囲み、その地域空間を分節し、折り重なる山々の緑の景観を形成している。また、イノシシ、シカなどの野生動物の生息地ともなっている。森林はその総体が地域のシンボルであるため、その保全を図る。

地域に散在している樹林地、河畔林、段丘林、社寺林や里山等の緑地については、良好な地域環境、都市環境の形成に寄与する自然的環境であり、また景観上も重要であるため、その保全・整備を図る。特に、篠山城趾や甲賀山など史跡、文化財等と一体となって都市のランドマーク及びシンボルマークとなっている緑地、丘陵地等については積極的に保全・整備を図る。

また、優れた樹容を有する樹木及び「文化財保護法」に基づく植物に係る天然記念物や、「兵庫県版レッドデータブック」で指定された貴重な植物群落、多紀連山のシャクナゲ、ヒカゲツツジなどの貴重な植生が存する箇所についても保全を図る。

(3) 都市交通に関する方針

ア 基本方針

丹波地域には、JR福知山線と加古川線があり、主に通勤通学に利用されている。鉄道は、安全で迅速・大量輸送のできる交通機関であり、また、環境にやさしい重要な公共交通であるが、乗車客数は地域内の13駅合計で8,900人/日程度であり、地域の交通の大半は自動車が担っているのが現状である。

丹波の自動車保有台数は2.5台/世帯と県下7地域で最も高く（県平均1.3台/世帯）、このことから交通手段を自動車に依存していることが分かるが、国道、県道等についても改良を要する区間が多く残っているのが実状である。

こうした地域特性を考慮し、これからの丹波地域では、高齢化社会に対応し、環境に優しい地域社会を実現していくための公共交通の機能強化と、交流を推進するための、また安全安心な地域づくりを進めるための道路網整備が共に必要である。このため、鉄道及びバスの充実やコミュニティバスの導入等を図りながら、引き続き、高速道路の整備、地域の主軸となる主要幹線道路及びそれらを補完する幹線道路の整備並びに自転車歩行者道等の整備を重点的に進めていく。

イ 主要な施設の配置、整備の方針

(ア) 道路

丹波地域の骨格となる高速道路から日常生活に密着した市町道に至るまでの道路網をそれぞれの機能に応じ体系的に整備する。

a 自動車専用道路

丹波地域では、昭和62年及び昭和63年に舞鶴若狭自動車道が供用されている。今後は、より一層の広域的な連携強化と交流促進を図るため、北近畿豊岡自動車道及び東播丹波連絡道路の整備を促進し、丹波地域における高速道路網の完成を目指す。

b 主要幹線道路、幹線道路

社会基盤整備の基本方針、社会基盤整備プログラム等に基づき、計画的・効果的に整備を進める。

c その他の道路

幹線道路の機能を補完するとともに、沿道における計画的土地利用の誘導を図るため、補助幹線道路の整備を推進する。また、地域の特色を活かした魅力的な道路空間の整備・誘導を図る。

また、自転車歩行者空間を確保し、安全で快適な交通環境の形成を図る。

d 駅前広場

JR篠山口駅、同柏原駅、同石生駅、同黒井駅などにおいては、鉄道利用の利便性・快適性を高めるため、それぞれの「まち」の顔となるような駅前空間（駅前広場、店舗、緑、駐車場等）の整備を進める。

(イ) 鉄道等

J R福知山線は、昭和61年の電化に続き平成9年に新三田駅篠山口駅間が複線化され、篠山と阪神都市圏とがおおむね1時間で結ばれるなど、利便性が大幅に向上した。また、阪神・淡路大震災時には広域ネットとしても重要な役割を果たしたルートでもある。今後は、鉄道の利用増進を図りながら、篠山口駅福知山駅間の高速化・複線化が早期に実現できるよう検討を進めていく。また、丹波地域と播磨地域を結ぶJ R加古川線については、電化の推進を図る。

【本都市計画区域】

丹波地域の骨格を形成する主要幹線道路であり、地域のシンボルロードともなっている国道175号（水分れ街道）の整備を図る。また、町内の拠点間や近隣市町を結ぶ幹線道路である主要地方道市島和知線、一般県道沼市島線等の整備を図る。

また、吉見地区、竹田地区においては、計画的な市街地形成を図るため、用途地域指定の検討と合わせて、市街地の骨格を形成する幹線道路網等の都市計画決定を検討するなど道路等の都市基盤施設の整備を進める。

J R丹波竹田駅、J R市島駅については、駅前整備やアクセス道路などの周辺整備を推進し、まちの玄関口としてふさわしい環境づくりを図る。

(4) 都市環境に関する方針

ア 基本方針

都市環境の保全・向上を図るため、都市公園・緑地等の整備、自然共生型の河川整備、生活排水処理施設の整備、廃棄物処理施設の整備、幹線道路の緑化等を計画的に推進する。

イ 主要な施設の配置、整備の方針

(ア) 公園・緑地

丹波地域の都市公園は、平成12年度末現在、20箇所、面積33.97haである。丹波の森構想に基づき、県立の広域公園である「丹波並木道中央公園」を平成3年度に計画決定し、現在整備中である。今後とも、地域の豊かな緑、歴史や文化を生かして、計画的に都市公園等の整備を推進する。また、河川緑地や史跡、文化財等と一体となった緑地、市街地内の樹林地、巨木、名木等の保全を図る。

a レクリエーション系統

日常的なレクリエーション活動に対しては、歩いて行けることを基本に、住区基幹公園等を適宜配置する。また、広域的なスポーツ、自然散策等については、都市人口、交通条件、都市施設の配置などを勘案しつつ、都市公園の適正な配置を図る。

b 防災系統

地震、火災、水害等の都市災害に対しては、災害時に緊急避難地や地域における復旧・復興活動の拠点となる公園、及び緊急物資の集配場所並びに広域的な防災活動拠点の段階的、系統的な配置を図る。

【本都市計画区域】

市島町のシンボリックな公園として親しまれている三ツ塚史跡公園の維持充実を図るとともに、「まちの区域」においては、既存の緑地等を生かしながら住区基幹公園等を適正に配置し、その整備を進める。

(イ) 下水道・河川

下水道については、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、地域の事情に応じて公共下水道や農業集落排水、コミュニティプラント等が整備されており、平成12年度末の生活排水処理率は76.2%となっている。今後とも、地域全体で、管渠や処理場の整備など生活排水処理計画に基づく整備の推進を図る。

河川については緊急度を考慮しつつ、治水安全度の向上を図るための河川改修を促進するとともに、水生動物の生息環境や植生など自然的環境の保全と再生に努め、水と緑に親しみ、ふれあえる水辺空間を創出する。また、整備にあたっては住民とのコミュニケーションを推進することにより、住民意見を反映しつつ、地域にとって愛着のある河川づくりを進める。

【本都市計画区域】

生活排水処理基本計画に基づき整備された公共下水道、農業集落排水事業の計画的な維持管理を進めるほか、合併処理浄化槽設置整備事業等の推進を図る。

また、竹田川、前山川、鴨庄川等において、親水性のある河川整備を進める。

(ウ) 廃棄物処理施設等

廃棄物処理施設は、県民生活や事業活動を営む上で必要な施設として位置付けられる。施設整備については「兵庫県廃棄物処理計画」に基づき、適正な設置を推進していく。なお、一般廃棄物については、「兵庫県ごみ処理広域化計画」に基づき、将来丹波地域一カ所を推進し、処理施設の整備を進める。

【本都市計画区域】

広域的なごみ処理場の検討を進めるとともに、合理的・効率的なごみ処理システムの充実に努める。

ウ 都市景観の形成方針

丹波らしい地域環境の形成を図るため、地域全体を対象として、景観条例に基づく「風景形成地域」の指定を推進するとともに、緑条例に基づき、建築物の適正な配置、形態、緑化手法等に関する基準を定める。

また、それぞれの地区にふさわしい良好な景観を創造するため、景観条例に基づく「景観形成地区」の指定を推進する。

【本都市計画区域】

それぞれの地区の特性に応じて丹波らしい景観の形成を図る。

(5) 市街地整備に関する方針

ア 基本方針

土地利用に関する方針において、開発を誘導する区域を、緑条例に基づく「まちの区域」として指定することとした。この「新市街地」においては、土地利用の用途を指定したり、道路等の基盤施設の整備を担保するなど、「既成市街地」と一体となって、計画的で良好な市街地形成が図られるよう配慮する必要がある。

このため、「まちの区域」「歴史的な町の区域」においては、都市計画法や緑条例、景観条例等に基づき、土地利用、景観形成及び施設整備に関して必要な詳細計画を定めることとする。このうち市街地が一定の規模を越え、農村型コミュニティが機能していない「まちの区域」にあつては、この詳細計画を都市計画法に基づく計画として定めることとする。

イ 市街地整備の方針

現在の既成市街地の多くは、城下町、宿場町及び街道村といった歴史的な市街地であり、往事の面影を偲ばせる町並みや社寺等の歴史的建造物が多く残っている。また、一方、これらの市街地では、既存商店街の衰退等が顕在化しているため、これらの歴史的な地域資源を活用しながら、中心市街地の再生・活性化を図っていくことが、まちづくりの大きな課題となっている。

一方、新市街地については、民間の自由な開発を前提としながらも、道路等の施設整備や景観形成が計画的に実施されるようルールづくりや支援を行っていく必要がある。

このため、それぞれの「歴史的な町の区域」や「まちの区域」の特性に応じて、中心市街地活性化基本計画の策定、まちづくり事業や土地区画整理事業等により、個性的で魅力的な市街地整備を目指す。

【本都市計画区域】

ＪＲ市島駅周辺地区及びＪＲ丹波竹田駅周辺地区の「まちの区域」においては、計画的に良好な市街地の整備を図る。

(6) 都市防災に関する方針

阪神・淡路大震災の教訓や本地域における過去の災害の教訓を生かして、災害に強いまちづくりを推進していくことが必要である。

そこで、災害を未然に防止し、災害時に安全を確保するため、兵庫県地域防災計画と整合しつつ、次の方針により対策を講ずる。

ア 防災拠点の整備とネットワーク化

都市災害による被害を最小限にするとともに、避難・救援活動を円滑にするため、丹波年輪の里に広域防災拠点を置き、地域防災拠点等を系統的に配置する。さらに、道路、公園、緑地等を計画的に配置・整備し、ネットワーク化することにより、安全安心な環境空間と市街地内のオープンスペースを確保し、地震、水害等の自然災害発生時の防災機能を高める。

イ 建築物の不燃化・耐震化

建築物の耐震・不燃化及び敷地内の緑化等を図り、都市の不燃化及び耐震化を進める。特に災害時の避難施設の位置付けを持つ公共建築物等の耐震・不燃化を推進する。

ウ 土砂災害の防止

山麓部については、がけ崩れ、土砂流出等の危険を防止するため、災害危険区域、土砂災害警戒区域等の指定により、必要に応じて宅地の使用制限、建築規制等を行うとともに、自然緑地の保全と防災機能の強化を図る。

【本都市計画区域】

大雨時における河川の氾濫への対策として竹田川、前山川、鴨庄川の整備を行う。土砂災害危険箇所では緊急度に応じた砂防関係事業を進める。また、洪水調節の機能も果たすため池についても改修等の整備を行う。

また、JR市島駅周辺地区等の建物が密集している地区では、狭あい道路の改善や小公園の設置、老朽建物の耐震性の向上等を図る。

5 主要な都市計画等の指針

基本方針を踏まえ、社会基盤整備プログラム及び市町の都市計画に関する基本的な方針等に基づく計画的な整備を関係機関等との調整を図りながら実施していく。

(1) 都市交通に関する整備の指針

ア 道路

基本方針に基づき、概ね10年以内に整備を予定している主な道路は以下のとおりとする。

・主要幹線道路、幹線道路等

路線名	事業場所	概要
(国)175号 竹田道路	市島町中竹田～下竹田	バイパス L=1,810m、W=15.0m
(主)市島和知線	市島町北奥	L=1,190m、W=11.0m
(一)沼市島線	市島町上竹田	バイパス L=1,610m、W=11.0m
(一)追入市島線 小多利バイパス	春日町多利～市島町梶原	バイパス L=1,150m、W=11.0m
(一)絹山市島線	市島町勅使	バイパス L=910m

(2) 都市環境に関する都市計画等の指針

ア 下水道及び河川

基本方針に基づき、概ね10年以内に整備を予定している主な下水道及び河川は以下のとおりとする。

事業種別	名称	箇所
下水道	市島町公共下水道（吉見処理区）	市島町
河川	(一)竹田川	市島町～春日町
河川	(一)前山川	市島町上竹田
河川	(一)鴨庄川	市島町梶原

(3) 都市防災に関する都市計画等の指針

基本方針に基づき、概ね10年以内に整備を予定している主な防災施設は以下のとおりとする。

る。

事業種別	名称	箇所
砂防	末谷川	市島町末谷
砂防	酒梨下谷川	市島町酒梨

【主な意見等】

委員から、コミュニティバスの導入予定について質問があった。

【採決の結果】

第12・13号議案:原案どおり可決

.....
4. お問い合わせ先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
都市行政係 078 - 362 - 3587

なお、この審議会の会議資料は、兵庫県中央情報センターにおいて閲覧することができるほか、議事録(全文)についても、4月下旬には同センターにおいて閲覧することができます。